

平成24年第2回土別市議会定例会会議録(第2号)

平成24年6月26日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 3時14分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(19名)

副議長	1番	岡崎治夫君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	12番	菅原清一郎君
	13番	井上久嗣君	14番	岡田久俊君
	15番	田宮正秋君	16番	遠山昭二君
	17番	山居忠彰君	18番	斉藤昇君
議長	19番	神田壽昭君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君	市民部長	三好信之君
保健福祉部長	池田文紀君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	小山内弘司君	朝日総合支所長	高橋哲司君
市立病院院長	吉田博行君		

教育委員 会長
尾崎 学 君

教育委員 会長
安川 登志男 君

教育委員 会長
生涯学習部
石川 誠 君

農業委員 会長
松川 英一 君

農業委員 会長
農務局
秋山 照雄 君

監査委員
三原 紘隆 君

監査委員 局長
高岩 淑通 君

事務局出席者

議事 事務局 局長
藤田 功 君

議事 事務局 局長
議事 課 局長
浅利 知充 君

議事 事務局 局長
議事 課 主任
岡崎 忠幸 君

議事 事務局 局長
議事 課 主任
御代田 知香 君

議事 事務局 局長
議事 課 主任
榎木 孝士 君

(午前10時00分開議)

議長(神田壽昭君) ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

議長(神田壽昭君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(神田壽昭君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は12名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次一般質問を行います。

9番 谷口隆徳議員。

9番(谷口隆徳君)(登壇) おはようございます。

2012年第2回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をいたします。

節電等の対応についてお伺いをいたします。

新聞の報道によりますと、政府は今年の夏、道内の家庭や企業に対し5%から10%程度の節電を求める方向で調整に入り、道内の電力は1.9%不足すると試算して大幅な供給力の上積みは難しいと判断しました。政府は、電力不足が想定される地域について節電計画などを策定するとしております。北電は、政府の節電計画に沿って、道内経済団体や消費者団体などに節電を要請するとされております。このことは、法的拘束力がないにもかかわらず5%から10%程度の節電の要請の調整に入ったのは、供給力の大幅な上積みが難しい中、数値目標を示すことで自主的な節電を促すねらいがあるとされております。

電力供給の問題は、昨年の中東大震災の原発事故による発電停止に端を発し、原発の停止や廃止の声が高まる中、停止中の原発の再稼働を進められない状況にもあり、電力供給の課題が大きな社会問題となっております。本道でも、泊原発が停止状態などで今夏の電力供給はより深刻な問題とされ、政府の節電要請を受けた道では、各市町村に節電への取り組みを進めることを要請しております。この節電の要請は、市民生活や企業においては、経済状況が好転しない中で工場の休日を増やすなどの対応は、経営を困難なものとし、従業員の負担も多いことなど難しい状況でありますし、更には、病院など医療機関に係る節電などの要請は、人命に即座につながることを危惧されております。

きょうの北海道新聞には、計画停電時でも道内253カ所の医療機関には通電されるとあり、本市市立病院は通電の対象とされましたが、しかし、電力を必要とする他の医療機関や高齢者施設などもあり、心配なところであります。

本市としては、この電力不足に伴う緊急措置などをいかに考えておられるのかお伺いをいたします。また、今後、どのような要請を経済団体などにされるのかお伺いをいたします。

先日、道北日報6月8日付の記事には11日から全庁的に節電対策に取り組むとあり、庁舎内での取り組みの方向が示されたことについて、率先して対策を講じられたことについて大いに評価するものであります。また、一般家庭、市民への協力要請については、冷房が少ない道内では、なかなか節電の決め手となる方法は少ないと思いますが、テレビや電灯のスイッチを小まめに切るとか照明の明るさを落としたりするなどの細かい対応、無駄な電力を使っていないかなど個別具体的なわかりやすい形での再点検をすることについての要請も必要かと思えますし、また、北海道においては、夏期の対応も必要ですが、冬期の暖房などの電力需要もあり、年間を通じた節電計画への協力要請をどのようにしていくのか、考えをお伺いいたします。

更に、この際、節電計画にあわせて、庁舎内の無駄を省く対策も改めて講じられてはいかがかと思えます。従前からいろいろ工夫がされておりますが、いま一度、公用車を減らすことや市民に理解を求めて公共施設の照明や冬期の暖房の設定温度を下げるなど、省エネ対策を持続・継続していくための不断の努力を職員に徹底することが必要であり、限りある資源の有効利用について、改めて市の考えをお伺いいたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

谷口議員の御質問にお答えいたします。

近年、気温の上昇などの自然環境の変化あるいは核家族化による世帯数の増加やライフスタイルの多様化などにより、電力消費量が年々増加傾向にあることは御承知のとおりであります。昨年来の原子力発電所施設の運転停止の影響により、本年においても電力の需給に対し供給が不足する、いわゆる需給ギャップが想定されており、市民生活を初め、特に医療・福祉施設などに及ぼす影響を懸念しているところでもあります。

本市においては、5月下旬、北海道電力名寄営業所から、電力需給見通しに関する説明と節電要請を受けました。この要請は、電気事業法に基づく電力使用制限命令ではないものの、昨年、東京電力及び東北電力管内で実施を余儀なくされ、国民生活に大きな影響を及ぼすこととなった計画停電を回避するためのものであり、厳しい電力事情を乗り切るためには、行政として、まずは市庁舎を初め、関連する公共施設を対象に、蛍光灯の間引きなど可能な範囲での節電に取り組むことが必要と判断をし、6月11日から実施しているものであります。

一方、こうした節電の必要性和効果的な対策について、広く市民の皆様に周知し、実効性を高めることも重要であります。その一環として、例年5月の納税推進強調月間に伴う事業所訪問活動とあわせて、節電等地球温暖化防止対策の協力要請を行っており、既に150事業所に対し文書による要請を実施したところであります。

今後においては、北海道電力が節電に対するPRチラシを全戸配布するとお聞きしており、本市としても、広報やホームページにおいて節電の手法等をわかりやすく紹介することで市民

ぐるみの取り組みとなるよう配慮してまいります。また、事業所や経済団体に対する要請についてであります。今月5日には、上川総合振興局の主催による地域電力需給連絡会が開催され、管内市町村を初め、商工会議所、中小企業組合、農協など経済団体が出席する中、猛暑であった2010年と比べてマイナス7%以上を目標とする節電要請がありました。この要請を受けて、土別商工会議所では、エネルギー使用量の削減を初めとする18項目から成る各種環境対策に事業所が参加して取り組みを進めるエコ宣言行動のチラシを対象となる市内約650事業所に配布し、協力を呼びかけているところであり、地域全体で節電意識が高まっていくことを期待しているものであります。

次に、冬期間における電力需要についてであります。道内における電力需要の実態は、秋から冬にかけて日照時間が減少することに加えて、積雪寒冷といった環境の中、暖房需要やロードヒーティングの使用等により、夏期と比較して1日当たりでは平均で約100万キロワット需要が増加している実態になっています。

北海道電力では、こうした冬期間の対策として、10月で定期検査が終了予定の苫東厚真4号機の稼働を初め、苫小牧発電所構内に緊急設置電源の導入や自家発電設備からの電力購入等々により対応することとしており、今後、更に詳細にわたる対応策も示されるものと存じますが、電力事情は厳しい状況が続くことが予想されますことから、季節の変化に応じた節電の取り組みが進められるよう意を配してまいりたいと考えております。

次に、節電に限らず、無駄を省くためのさまざまな取り組みについてであります。

こうした取り組みについては、現在まで、地球温暖化対策職員実行計画の策定により、電力を初め、灯油、重油等の使用削減、バイオディーゼル燃料や再生紙の使用によるリサイクル意識の高揚、更には行財政改革実施計画に基づく各種事務事業の検証による費用対効果等、コスト意識につながる取り組みを行ってきたところであります。特に、お話のあった公用車については、必要最小限の台数としており、車両の小型化やハイブリッド化を進めるとともに、冬期間を除いて5台の公用自転車の活用など、コスト削減に努めているところであります。

このたびの節電対策を契機として、改めて限りある資源や地球環境保全の重要性を再認識したところであり、今後においても、より一層、人と環境に優しいまちづくりに職員挙げて努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 谷口議員。

9番（谷口隆徳君） 再質問をさせていただきます。

今、節電等についての市の考え方をお聞きいたしましたけれども、その中で、市民に対しての節電の要請といえますか、奨励というものが、今のホームページあるいはチラシ等で市民に対してお願いをしていくというような考え方でありましたけれども、特に高齢者あるいは障害者の方については、夏の暑さによる節電また省エネを奨励する余りに、昨年の夏も大変全国的に起こりました熱中症、あるいは冬期においては節電対策が余りに進むにつれて、また逆に病

気になるというような状況になることも考えられます。極端なことが起こっては困りますので、この点について、高齢者あるいはそういう障害者の方に対しては、市のあらゆる機関を通じて丁寧な説明やあるいは理解を得ていく必要があると思いますが、それらの対応についてどう考えていくのかお伺いをいたしたいということと、また、医療機関については、特に市立病院の場合は、今通電ができるというような方向でいっておりますけれども、そのほかの関係については、例えば自家発電などの貸し出しとかそういうものが臨時緊急的にできるのかどうか、その辺もお伺いをいたしたいと思います。

議長（神田壽昭君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 再質問にお答えをいたします。

まず、高齢者の方の健康被害ということでのお話が、1点ございました。

節電を心がけることによって余りにも健康に影響があるということについては、これはあってはいけないということになります。それで、北電としては、市長の答弁にもあったとおり、7月にこの関係のチラシを配布するというこの予定を聞いております。

そこで、市としてはこれに合わせて、この内容と重複しないように、特にお話のあった高齢者の方々が、どんな方法で節電をするのが効果的なのかといったようなことも含めて、そういったチラシを広報等で一緒につくっていききたいというふうに思っています。また、健康被害の関係ですけれども、これについては高齢者の健康に及ぼす影響というようなこの内容を主として、老人クラブ等々で出前講座等々がありますので、これらの場面で、そういった内容についてしっかりと周知していくというふうに努めていきたいというふうに思っています。

それから、医療機関を初めとした計画停電の中の対象外ということでもありますけれども、この内容については、まだ北電のほうから具体的な内容ということでは示されておりません。ただ、医療機関等々そういったような施設については、この計画停電の対象から外していただくということを基本にしながら、私たちも北電のほうと協議をしていきたい、このように思っております。

以上です。

議長（神田壽昭君） 谷口議員。

9番（谷口隆徳君）（登壇） 次に、水資源の保全対策についてお伺いをいたします。

土地、森林、水といった国土資源は、私たちの暮らしの基盤であり資産であります。日本は、森や水に恵まれた有数の資源を有する国として以前から言われてきたにもかかわらず、近年このことによろやく気づくことになり、国土資源の価値に無自覚であり、必要なルール整備ができていないという実態が露呈いたしました。

本市の周辺地域、森林、水などの資源は、私たち共有の財産とも言えるものであります。このたびの森林の保全及び売買に係る問題は22年度道議会で取り上げられ、全国で初めて道内の森林売買調査結果が公表され、その一端が明らかになったことから、森林の売買に伴う水資源の重要性にかんがみて国土を守るという意味から、このたび道議会において、北海道水資源の

保全に関する条例の制定に至ったものであります。このことから道は、去る4月20日、海外資本による道内の森林取得状況の調査で、新たに14件115ヘクタールを確認したと発表いたしました。昨年までの調査で判明した分を合わせると57件1,039ヘクタールとなります。道は、新たな14件については、いずれも水資源から離れており水資源には影響がないとし、14件の内訳は、法人が10件、10年以前が4件ということであり、香港の企業、シンガポール、バージン諸島の企業で、伊達市の1件のほか13件は、後志管内、ニセコ、倶知安町で、取得目的は資産の保有が大半であるとされております。

現行の法制度の中では、外国人であることをもって土地取引について規制することはできず、事前に土地取引行為を把握できるのは、農地法による農地及び公拓法による一部の都市地域のみであります。森林については23年4月に森林法が改正され、面積にかかわらず新たな森林所有者が市町村長へ届け出る仕組みはできましたが、事後の届け出となっている現状であります。そのような中で、さきに申しあげましたように道は、海外資本などによる乱開発を防ぐため、4月、水源地周辺の土地の取引を事前届け出制とする水資源保全条例を施行、対象となる保全地域を含めて10月から運用を開始するとされております。

道のこの条例の前文中には、「私たちは今、先人から受け継いだ豊かな水資源の恩恵を受けているが、近年、本道において、水源の周辺における利用目的が明らかでない大規模な土地取引が認められたことなどを背景として、水資源の保全に対する道民の関心が高まるとともに、水源の周辺における適正な土地利用の確保が求められている」とあります。そして、その中の第8条には、「水資源の保全を推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行う地域の実情に応じた水資源の保全に関する取り組みに対して連携協力するとともに、水資源の保全に関して必要があると認めるときは、市町村に対し必要な協力を要請する」と規定されております。

まず、国及び道の水資源周辺土地の乱開発や保全についての方針が出されましたが、豊かな森林資源、水資源を有する本市として、道や国と協調して守っていくことが重要だと考えますが、これら水資源の保全に対する考え方をお伺いいたします。

次に、水資源保全地域の指定についてお伺いいたします。

道は、去る19日に、北海道における水資源の保全地域66カ所を指定いたしました。本市において道が示している公共の用に供する水源にかかわる取水地点、これは地表水、地下水を含めてであります、及びその周辺など、保全地域に指定しなければならない地域があるのか、ある場合は、市は今後どのような手続をとっていくのかお伺いをいたします。

次に、水資源、水源の周辺における適正な土地利用の確保として、道の条例中、「市町村がこの条例の趣旨に即しかつ同等以上の効果を有するものと知事が認める条例を制定した場合は、届け出制に係る規定は適用しない」とありますが、水資源の重要性を考えた場合、この趣旨の条例制定は必要と考えますが、制定する考えがあるのかお伺いをいたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 水資源の保全対策についてお答えいたします。

北海道は、日本全体の森林面積の約4分の1を占める豊かな森林に恵まれ、その森林に蓄えられた豊富な水は、長い年月を経て川の流れとなって大地を潤し、生活用水や発電を初め、多様な生物の生命の源、更には基幹産業の農業を支える重要な資源となっております。しかしながら、世界的に水問題が深刻化する中で、谷口議員お話しのとおり、近年、道内においては、海外資本により利用目的が不明確なままの大規模な森林の取得が明らかとなり、水資源の保全に対する道民の関心が高まるとともに、水源周辺の適正な土地利用が求められております。このため、道、市町村、事業者、そしてすべての道民が、水資源の保全に関してそれぞれの役割を果たしながら協働して取り組むとの考えのもとに、北海道においては、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、豊かな水資源がもたらす恩恵を将来の世代が享受できるよう、本年3月30日に北海道水資源の保全に関する条例が制定され、4月1日より施行されたところであります。

この条例の主な内容としては、水資源の周辺における適正な土地利用を確保するため、1つには、国有林を除いた当該区域が所在する市町村の提案に基づき、道が保全区域として指定することができること、1つには、道は、市町村と協力し、指定地域内の土地所有者に対し、基本指針及び地域別指針の十分な周知に努めなければならないこと、1つには、指定地域内の土地を所有しようとする者は、土地の権利を取得する3カ月前に、取得後の土地の利用目的などを記載した届出書を提出しなければならないこととされ、正当な理由もなく条例に違反し、また道の勧告に従わない場合は、氏名等を公表できることなどを規定しております。

そこで、本市における水資源の保全に対する考え方についてであります。現在、本市においては、海外資本による森林取得の事例はありませんが、行政面積の74%を豊かな森林が占めており、天塩川の源流域として、士別市のみならず流域各市町村の生活、産業、更には生態系を育てる貴重な財産であるだけに、国や道と協調し森林の計画的な施業と保全に努め、水資源となる森林をしっかりと保全しなければならないと考えるところであります。

次に、水資源の保全地域の指定についてであります。

本市においては、重要な水資源の森林は、水源涵養保安林として、更に、士別市森林整備計画においても水資源の確保が必要な森林は水源涵養林に指定し、伐採の方法、その後の植栽、保育の方法についても定めながら広域的な水資源の保全に努めているところでありますが、水道の集水区域については、保全地域の指定区域に向けた検討が必要であります。本市における水道の取水施設は、市の施設が4カ所、利用組合等の施設が7カ所の計11カ所あり、そのうち指定対象から除外される国有林内が4カ所、天塩川本流より取水している施設が1カ所、本年度中に水道の連絡管が新設される多寄地区1カ所を除く士別地区1カ所、朝日地区4カ所の計5カ所の集水区域が検討の対象と考えられます。

また、水資源保全地域の指定手続については、市町村から道へ水資源保全地域指定提案書を提出し、その後、道の附属機関である北海道水資源保全審議会において現地調査と審議が行わ

れ、対象となる水資源保全地域候補として指定されるものであり、このたび、道内で18市町村の66地域が候補となった旨、新聞報道がございました。次回の道への提案期日は10月であります。本市として対象と考えられる5カ所について、今後、条例の趣旨を踏まえ、現地調査や土地所有者の意見も伺い、関係部局が協議の上、指定のあり方などについて判断をしてみたいと考えております。

次に、本市における条例制定の考え方についてであります。

現在、土地の所有権等の移転に伴う法律上の主な届け出等につきましては、許可が必要なものとして農地法があり、事後の届け出が必要なものとしては森林法、国土利用計画法などで定められております。現在、道内では、東川町とニセコ町において、町内の地下水の取水に関する条例を制定しておりますが、本市におきましては、特に重要な水源区域については、北海道水資源の保全に関する条例による指定により水資源の保全は十分可能と判断しており、市独自の条例制定は現段階では想定していないところでございます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 谷口議員。

9番（谷口隆徳君）（登壇） 次に、就職状況と雇用の実態についてお伺いをいたします。

経済状況の回復しない中、就職を希望する若者を初め求職者の就職状況は、昨年よりやや改善の方向ではあるとの報道もされておりますが、しかし、失業率は高どまりの傾向にあります。そこで、本市の23年度の労働状況実態調査報告書を見ますと、就業形態の内訳では、常用労働者が58.5%、その他パート、派遣、季節のいわゆる非正規労働者は41.5%となっております。本市で労働している4割が、非正規の労働に従事している割合であります。

本市の労働状況実態調査報告書では、正規従業員は22年度と23年度を比較しますと39歳未満の就業者は、22年度には1,016人でありましたが23年度は911人となっており、105人が減少しています。この若年層の就業実態の減少については、経済状況悪化による雇用計画が順調にいかなかったことなどがあると思われます。今年24年においても厳しい就職難の中で、4月における新卒者及び新規就業者、更には障害者の方々の就職などの人数と業種など内訳がわかれば、お答えをいただきたいと思ひます。市としては、この正規従業員の減少などの実態を踏まえ、就業人口の減少は、本市の経済活動の状況と直結する問題であり、実態をどのように分析しているのかお伺いをいたします。

次に、特に非正規労働者の実態についてお伺いをいたします。

23年度の集計においては、パート、臨時、季節の労働者の39歳までの従業員を見てみますと、合計で393人おられまして、男性が206人、女性が187人となっております。そして、月平均の賃金は約8万円から11万円となっております。この実態を見ますと、男女を問わず、自立して生活をしていくことがなかなか困難な状況ではないかと思ひます。正規従業員として就職が困難であるかなどの雇用状況、また39歳未満の若年層の非正規労働者の生活実態の調査を行ったことがあるのか、またこれらについての対策をどのように考えるのかお伺いをいたします。

ある都市部の調査によりますと、経済力の低さに結婚に対する意識などに影響を与えている、また、非正規の男性の過半数は親の収入で生活をしているという実態も明らかになったと報告されております。本市の22年度の非正規従業員においては、男性171人、女性172人、合計343人であり、23年度は22年度に比べて50人程度の増加となっております。今後、少子化や地域社会の活動や生活支援の面でも大きな課題を背負うこととなると考えますが、どのような方針で雇用や労働の問題に対応していくのかお伺いをいたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君） お答えいたします。

まず、平成24年4月現在における新卒者、新規就業者及び障害者の就職状況であります。平成23年度の土別地方3高等学校の新卒者数は196名で、そのうち58名が就職を希望しておりましたが、すべての学生が希望どおり就職できましたところであり、これは御本人の努力はもちろんのこと、企業関係者の御理解によるものと考えているところでございます。

先日6月18日には、土別市長を初め、名寄公共職業安定所長、上川総合振興局長、上川教育局長などが、来春の高校卒業予定者に対する求人枠の確保について、参加会員企業の特段の御配慮を土別商工会議所会頭に対し要請を行ってきたところであります。

次に、新規就業者としては、平成24年3月末現在で、ハローワークが公表する週20時間以上かつ4カ月以上の継続雇用が確保されている常用雇用者数では、土別管内で483人となっております。新年度に入り、平成24年4月末現在では112人となっており、前年同期と比較いたしまして41名の増となっております。また、障害者の方の就職状況であります。名寄管内の数値で申し上げますと、平成23年度でハローワークに新たに登録された方37名を含め、登録者総数は343名、そのうち新規就職者30名を含め、就業中の方が169名、求職継続中の方が130名、保留中の方が44名となっており、その業種につきましては、個人を特定できる要素となることから集計はしていないとのことであります。

次に、正規従業員の減少の実態とその分析についてであります。

本市の23年度の労働状況実態調査では、谷口議員お話しのとおり、39歳未満の正規従業員の就業者数を前年度と比較しますと105人減少しておりますが、主な減少の要因としては、事業所の閉鎖、人員削減に伴う減少や調査年齢階層の移動による影響も一部ありますが、大きくは22年度調査で回答の得られた比較的規模の大きな事業所が23年度の調査においては回答が得られなかったことにより、このような集計結果になったものでございます。仮に回答が得られなかった事業所を見込んで比較しますと、前年度とは大きく変化するものではないと考えておりますが、次年度の調査に当たっては、毎年行う実態調査の目的からして、調査年度により数値に大きく差異が出ることはないよう、調査対象事業所の調査協力が得られるよう努めてまいりたいと存じます。

次に、非正規労働者の実情についてであります。お尋ねの若年層の非正規労働者の生活実態について過去に調査したことはありませんが、就業の傾向といたしましては、男性では季節

労働者が多く、女性ではパートタイマーが多くなっており、年間を通した雇用の場と安定的な収入確保が課題であると認識しております。

国においても非正規労働者の雇用と生活の安定化が重要な課題と位置づけ、平成19年度から季節労働者の通年雇用化を促進する通年雇用促進支援事業を制定したところであり、土別地域においてもこの事業の活用を図るべく土別地域通年雇用促進協議会を設立し、各種事業に取り組んでおります。中でも冬期間の雇用の確保による通年雇用に向けた建設業ビジネスマッチング事業を初め、季節労働者の人材育成や求人情報の提供、短期臨時就労支援、季節労働者の資格取得支援など、通年雇用に向けた各種事業を展開しており、生活の安定化に向け、今後も支援を行ってまいります。

また、パートタイム労働者の内訳を見ると8割が女性であり、若年層を中心に男性の労働者も増加の傾向にあります。国では、パートタイム労働者がその意欲、能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備し、その働きや貢献に応じた待遇を得ることのできる公正な待遇の実現を目指すため、パートタイム労働法を改正し、平成20年4月1日より施行したところでございます。事業主には、労働条件に関する文書の交付や差別的な取り扱いの禁止など、この法の趣旨を理解いただき、雇用環境の整備に努めていただけるよう広報紙や企業と労政などにより周知してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、建設業界等では、工事受注の減少に伴いコスト削減も図る考えであり、雇用する事業所の足腰が強くなければできないことでもありますので、今後も景気の動向を注視するとともに、本市の中小企業に対する各種助成策を用いて、非正規労働者の生活向上に努めてまいりたいと存じます。

次に、雇用や労働の問題に対する対応についてであります。ハローワークを初め、高等学校、経済団体等に参画をいただき、土別市雇用対策協議会を設置し、本市における雇用や労働の現状を把握した上で、その課題について協議いただくとともに、求人要請活動や雇用促進支援事業の周知などに努めているところであります。また、雇用と生活の安定化は、地元企業の安定した経営の確立が何より重要でありますので、中小企業振興条例に基づく各種助成事業や資金融資の活用を初め、雇用促進奨励事業による雇用の場の確保に努め、緊急雇用創出事業など国の制度活用による雇用機会の創出を図るとともに、ハローワーク等との連携を更に強化し、就労機会が開拓されるよう努めてまいります。

以上申し上げます、答弁いたします。

議長（神田壽昭君） 谷口議員。

9番（谷口隆徳君） 以上で終わります。ありがとうございました。

議長（神田壽昭君） 4番 渡辺英次議員。

4番（渡辺英次君）（登壇） 平成24年第2回定例会に当たり、通告に従い一般質問をいたします。

いよいよ本議会におきましても4月より議会基本条例が施行されました。我々議員も市民に

選ばれた市民の代表としてその負託にこたえるためにも、改めて議員、そして議会としての役割を果たしていかなければならないと考えております。また、市民に対して、議会についての関心を高められるよう、そして開かれた議会を目指し、今議会からはインターネット中継が開始されました。我々議員も身を引き締めて議会に臨んでいきたいと考えているところであります。そして、市民の皆様がこの土別市の市政について更に関心を高め、行政に対する提言をどんどん発信していただくことが、今後の土別市の未来に大きく影響していくという目線からの質問をしたいと思います。

今回の私からの質問は、Facebook（フェイスブック）についての1項目です。この議場でもまだまだなじまない項目ですが、その利用価値を証明するために多方面から質問してみたいと思います。

行政の役割として、あらゆる部分の公共サービスの提供をすることはもちろんであります、その中でも情報発信については、今後、更に地方分権が進むにつれ重要になってくると考えるところです。それは従前のように行政が公共サービスを担い、市民はサービスの受け手だということではなく、牧野市長がいつもお話しするとおり、市民が主役のまちづくり、これこそが地方分権に重要なことで、そのために市民の皆様には多くの情報を共有してもらわなければならない、そう思うからであります。

これまでの行政の情報の発信手段としては、広報紙やホームページ、また地元新聞の記事などが主なものであると思います。インターネットに関しては、2000年ごろを境にアナログからブロードバンド化したことによって、その普及率は急成長をなし遂げました。それを口火に個人や企業はもちろんのこと、公共機関でもインターネットを利用したホームページを開設してきたところです。しかしながら、インターネットは当時、特に高齢者などを除いた一部の人のみが発信されているものにとらえられておりました。本市のように高齢化している小さな市町村では、特にそういう傾向にあったのかもしれない。

しかし、この10年で更にIT産業の成長は目まぐるしく、特にここ数年で携帯電話も高機能携帯電話、いわゆるスマートフォンの誕生やタブレットなど、どこでも身近にインターネットを利用できる環境が整備されております。今や都市部でも本市のような地方でもリアルタイムに同じ情報を手にすることができるのです。こうなってくると情報を発信する側は、どのように発信することが有効なのかしっかりと熟知する必要があります。ホームページも開設当初のように情報を載せるだけでは、その目的を果たしたとは言えません。いわば、ただ情報を発信することではなく、どう多くの手法で情報の受信をさせるかが大切なのです。発信しても受信がされていないと意味がないのです。

そのような中、数年前からSNSと呼ばれるソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用者が急増しております。このSNSとは、インターネット上で社会的ネットワークの構築ができるウェブサイトを指します。一方的に情報を流す広報紙やホームページなどと違い、SNSは、お互いに承認し合った者同士がウェブサイト上で情報を共有し合えるシステムです。

SNSにもいろいろな運営会社があり、ツイッターやミクシィ、そして今回のテーマにするフェイスブックなどが主流になっております。ツイッターなどはよく報道でも発せられる言葉で、恐らく聞いたことがある方も少なくないと思われます。それこそ芸能関係や有名人、更には国会議員なども多数の方が利用しております。

ツイッターとフェイスブックは似たところがあるサービスですが、今回、私がフェイスブックをテーマにするのには大きな理由があります。それは、フェイスブックは実名登録であるというところにあります。その他のSNSは基本的に実名登録ではありません。当然どこのだれかはわからないということです。ウェブサイト上で「炎上する」という言い方をよく耳にしますが、これは実名ではなく、匿名での書き込みにほぼ限られます。また、その他ウェブ上で起こる問題の大半が匿名性によるものでした。それを実名式にしたフェイスブックは、発言する側にも明確な責任が問われることになり、無責任な誹謗中傷はそうないのが現状ですので、セキュリティの面からも安心できます。

さて、フェイスブックについて簡単に仕組みを述べておこうと思います。

例えば、今ここにいる議員19名がフェイスブックに登録します。すると、それぞれに自分のページなるものができます。そして、お互いに友達という承認をするわけです。そうすると、ここに一つのネットワークができます。友達としての和ができるわけです。そして、フェイスブック上で私が、「本日は議会の一般質問です」と書き込むと、皆さんの持っているページにそれが表示されます。同様に、友達登録している人が何かを書き込むと私のページにも入ってきます。これがSNSの基本的な仕組みです。この友達のネットワークは、自分の好みで登録していきますから無限に広がるわけです。この無限に広がるネットワークもSNSの特徴です。このように、自分が情報発信するだけでなく、登録済みの人からの情報も自動的に入ってきます。そして発信したことに対してもコメントが返ってきたり、それに返信したりもできます。例えば、今のネットワークで岡崎副議長が私に対して「一般質問頑張ってください」と言った場合、それに対して私も「ありがとうございます」と返すことができたりするわけです。これがSNSであり、単方向からの発信にとどまらず、双方向からの情報の共有ができるわけです。

そして、このSNSは現在、個人の利用にとどまらず、企業や各種団体、そして自治体でも取り入れてきています。テレビ局や各種マスコミ企業も開設しているところが急増しております。本市では、かわにしの丘しずお農場株式会社や株式会社道北日報社などがフェイスブックページを開設しております。またその他にも、各企業の代表や取締役の方も個人としてフェイスブックに参加している方は数多くいます。これは、SNSの特性がこれからの情報伝達の大きな改革になるということを見通しているあかしとも言えます。

全国の自治体でいいますと、佐賀県の武雄市は、今では全国的に注目を浴びている自治体であります。各種報道にもたびたび取り上げられていることでも有名です。武雄市は、素早く効率的な行政サービスを目指すとし、早くからフェイスブックページを開設しました。そして昨年8月には、市のホームページもフェイスブックに完全移行したところであります。庁内には

フェイスブック・シティ課を設け、市の担当を専属で配置しております。閲覧数は、従前のホームページに比べ60倍にも及び月300万件を超えるようになったということです。報道などにより全国から注目されたことも理由ではありますが、フェイスブックによる発信力の強さをあらわしたものと言えるのではないのでしょうか。また、北海道でも小樽市、恵庭市、滝川市、登別市、日高町、上士幌町などが先進的に取り組み、今ではまだまだ数多くの自治体がフェイスブックを活用し、情報発信や情報の共有などまちづくりに生かしております。自治体の首長個人でもフェイスブックを活用され、情報公開したり市民とやりとりしている方も少なくありません。

本議会においても、これまでに広報関係についてさまざまな質問がされてきたところではありますが、なかなか先進的な答弁が返っていないと感じておりました。広報紙やホームページに掲載しているとの答弁が多かったと思いますが、実際問題としまして、広報紙についてはリアルタイムな情報とは言えませんし、細かな行政の動きについては掲載されていない。また、ホームページについても、見やすい、見づらいなどの課題のほかに、SNSと大きく違うところは、自分からホームページを見る気になってアクセスしないと情報を得られないということです。SNSは、自分のページを見るだけで、あらかじめ登録したものの情報が入る仕組みですから、わざわざホームページを見るのとはわけが違うのです。

今後の本市における情報発信の手段として、SNSをどういったものと認識しているのか、また今後はどのような情報発信が有効とお考えなのか、まずはお聞きしたいと思います。

次に、先ほど述べさせていただいたネットワーク、いうならば人と人の和という観点から質問いたします。

現代社会は、本市のような小規模なまちでさえ、核家族化の進行をとめられていないのが現状です。核家族化の進行で、文化や教育の継承、そして精神的負担がそれぞれの家庭に重くのしかかってきております。この現象は、自分の家庭のことで精いっぱいになり、周りのことが目に映らない、かわかりたくないといったことにつながっています。果たして、これが本市のまちづくりを考えたときによい現象と言えるのでしょうか。もちろんすべての人に該当するわけではありませんが、生活や心に余力のない状況は、すべてにおいてよい方向に向かうとは考えられません。やはりコミュニティーの力というものは、単にさまざまな知識や情報を得るだけでなく、余裕がない心を和らげ、人間としての資質の向上にも大きく影響するものです。

昔のようにインターネットなどのない時代には、直接人と人が接することがコミュニティーのすべてと言っても過言ではありませんでしたが、現代社会は、心に余裕がないためになかなか人と接することを避けがちになってきていると感じています。そういったところからも、このフェイスブックは大きな意味を持っていると考えております。フェイスブックを通じてコミュニティーづくりのきっかけができるからです。実名によるやりとりですから安心してフェイスブック上でお互いが情報交換でき、それが発展して現実社会の人と人のつながりに役立っているのです。私もフェイスブックは活用してまだ1年ですが、もともと面識のある方と友達

になっているケースや、逆に面識のなかった方をフェイスブックで知り、情報交換し合い、それが現実社会でつながりを持つことができたケースは数多くあります。実名式でのコミュニティサイトのすごさを体感している一人でもあります。コミュニティーという意味からも、SNSに行政が参加することは担当する職員との直接的なやりとりになるわけですから、行政をより市民に近く感じてもらうためにも意義あることと考えるところですが、市としましてはどのようにお考えがお知らせください。

そして、次に、本市におけるまちづくりの重要なところに位置している観光行政や合宿など、市外とのつながりの観点から質問いたします。

先ほどまでは市民サービスに焦点を当てた質問をしてまいりましたが、これからの本市を元気にするためには市外との交流人口をどう増やしていくか、この点も非常に重要なものであるということは理事者も考えるところだと思います。現在もさまざまな観光や特産物の販売、そして合宿の里として、多くの人を本市に動員しております。しかしながら、更に先進的な発想のもと、新しい事業を考えていかなければならない、そう思うところでもあります。また、先進的な発想を持つためにはたくさんの情報が必要になってまいります。そういった場合、市職員の情報源としてもフェイスブックは非常に有効なものであるわけです。それは、同じようにまちづくりを考えている職員が、同じような目的でフェイスブックに参加しているからです。自治体同士で情報を共有する際にもフェイスブックは非常に利用価値のあるものなのです。それは業務としてのやりとりだけでなく、SNSによるコミュニティーがとれることで親近感がわくことも大きな要因であると考えております。

そして、いざ事業やイベントなどを実施する際の情報発信も非常に重要なものであることは言うまでもありませんが、観光やイベントに関しましては、これまではホームページや情報誌に掲載するのが主でしたが、これではこれからの情報発信力は下がっていく一方であると危惧していたところです。その理由は、情報発信の方法が1本の線であるからです。先ほど来述べたとおり、SNSはネットワークであります。1本の線が何本にも分かれ、その先も無限に広がる要素を持っているのです。例えば、土別市が8月26日に産業フェアを開催しますという情報を流したとしますと、先ほどのネットワークの皆さんにはその情報が流れます。そして、その情報は更に皆さんが持っているそれぞれの友達関係につながっていく要素を持っていて、そういう意味でその線は何本にも分かれ、これが無限に広がるということです。このように観光行政においても、これからの情報伝達は、1本の線ですすだけでは発信力としては全くSNSにはかなわないのです。

現在、観光やイベント情報などの窓口は観光協会が担っているわけですが、そのホームページも3月ごろにリニューアルされました。その労力には敬意を表するところですが、せっかくの情報満載のホームページも閲覧されなければ作成者の苦労も報われないばかりか、全くその機能が果たせません。そういった意味からも、行政がフェイスブックページを開設し、SNSの情報発信力を生かした使い方ができるのではないかと考えますが、どうお考えかお示しいた

だきたいと思います。

最後の質問は、ふるさと会等の本市を離れた方々との交流や情報交換の観点から質問いたします。

以前、私は、東京土別ゆかりの会やさっぽろ市土別ふるさと会についての質問をいたしました。その質問の私の思いとは、ふるさと会についてはどうしても一定程度の年齢にならないと加入されない状況があります。しかしながら、前段申し上げたとおり、これからの本市には、若者を含む本市外在住のふるさと土別の方々とのつながりを強くしていく必要があると考えています。市外への流出人口を少しでも食い止めることは、もちろん今後の大切な課題ではありますが、本市を離れたからといって、ふるさと土別のために何か協力したいと思っている人はたくさんいるのです。むしろ故郷を離れざるを得なかった方も多いのですから、行政としても市外在住の元市民にたくさんの情報発信をし、そしてふるさとを思う元市民のエネルギーを受けとめることが必要と思うのです。これも今後の本市のまちづくりの大切なエネルギーであります。

私もフェイスブックを通じてたくさんの元市民の方々と交流をしているところですが、やはりふるさと土別がどういう状況なのか、情報を知りたがっている方は数多くいます。ふるさと会の将来を見据えたときに、本市としてどう考えているのか、また若い年代の元市民との交流や情報交換の必要性についてもどのように認識されているのかも伺いたします。

質問は以上になりますが、今回、私がフェイスブックについて質問した内容は、まちづくりにおけるフェイスブックの使い方の一部にすぎません。市がフェイスブックに参加することは、私の中ではもはや常識と言えることなのでありますが、参加したにせよ、使い方一つでその効果は大きく変わります。また、フェイスブックに頼ることだけが必ずしもよいと言っているのではなく、今現在の情報発信にプラスすることで更に有効な手段であると考えているのです。まちづくりは、我々市民が変わらなければならないと同時に、行政も一緒に変わらなければならないのであります。地元新聞の中で「要はやる気の問題だ」と書かれた今こそ、先見性を持ち、建設的な考えを示すときではないかと強く感じます。そしてまた、今後の本市におけるまちづくりのあり方を多くの市民の皆様にも御理解いただけることを期待しまして、私からの一般質問を終わります。（降壇）

議長（神田壽昭君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 渡辺議員の御質問にお答えいたします。

近年、インターネット環境が急速に進展する中で、登録者が情報を相互に発信し交流できる新たな情報通信手段として、ツイッターやフェイスブックといった民間のソーシャル・ネットワークワーキング・サービス、いわゆるSNSが普及しています。SNSは、登録の仕方もインターネット環境さえあれば簡単に行うことができ、登録料などもかからないため、個人はもちろん企業や地方公共団体等の公共機関における情報発信にも利用されるケースが増えてきております。特に、昨年の東日本大震災の発生以降は、震災対応などに関する情報の発信に多くの公共

機関が活用していることが報じられています。

そこで、SNSに関する認識と本市における情報の発信に関する考え方についてであります。

まず、SNSへの認識についてであります。SNSは、インターネット上で急速に普及し、現在大変注目を集めている民間の無料コミュニケーションサービスで、登録者が互いに友人を紹介し合って新たな友人関係を広げることを目的に開発されたコミュニティー型の通信手段であり、情報が口コミ的な人的ネットワークを通して迅速に伝達される特性があることから、極めて効果的な情報発信の手段とも言われているところであります。特に、フェイスブックについては実名での登録ということで、インターネット上で構築された人脈がそのまま現実の人脈として広がっていくという特徴があり、現在の情報化社会において確かな人的ネットワークを構築する手段として大変有効なものと認識をしているところであります。

現在、市からの情報発信は、主に広報紙やホームページを基本としておりますが、議会のインターネット中継を開始するなど、本市においても時代のニーズに合った情報発信手段を有効に活用することが必要と考えており、今後は、ホームページにおいて動画を活用したコーナーを新設することも検討しているところであります。

一方で、急速に普及しているSNSの活用も行政の情報発信力を推進する有効な手段の一つとの考えから、先般、市内の有識者を講師にお招きし、その基礎知識を深めることを目的に、職員みずから勉強会を実施したところでもあります。

次に、地域コミュニティーにおけるSNSの活用についてであります。

地域のコミュニティーは、時代が変わっても人と人とがじかに接する中で構築されていくことが基本であり、より多くの人とのつながり、いわゆる人との和やきずなを深めていくことで心豊かな生活が築けるものと考えています。特に、若い年代の方々が人とのつながりをブログやメールに頼っているお話をお伺いしますと、これからの社会のあり方について危惧する一面があることも事実であります。しかしながら、時代の趨勢から、こうしたSNSの活用ということも看過できない状況にもあり、市政をより身近に感じていただくためには両面からの対応が必要だと感じております。

次に、観光行政や合宿など交流人口の拡大に向けたSNSの活用についてであります。

本市は、合宿や企業誘致、国際交流、地域間交流など、これまで多くの人々や団体、企業などの交流人口の拡大に努めてきており、イベントや観光などの情報発信については、観光協会との連携を中心にホームページや情報誌への掲載のほか、この6月5日には、札幌の北洋銀行大通センターのイベントスペースにおいて、さほっちも参加する中で、ハーフマラソン大会や観光PRの活動も行っていました。また、他の地方自治体等との連携や協力についても道北観光連盟やあさひかわ観光誘致宣伝協議会、更に、北・北海道中央圏域定住自立圏を構成する市町村を初め、道など関係機関等との連携に努めているところであります。また、インターネットを活用した情報発信についても、地域おこし協力隊員が既にブログやフェイスブック上で本市の魅力を発信して成果を上げていただいております。今後、行政としてもイベントや特産品

情報を積極的に発信していくことが肝要であり、SNSを含め、あらゆる発信手段の検討が必要と考えております。

次に、ふるさと会等との交流におけるSNSの活用についてであります。

ふるさと会は、地域の振興への提言など、ふるさとを応援していただける貴重な組織であります。会員の高齢化により会員数も減少していることから、今後ふるさと会との交流を次世代につなげていくためには、若い世代の方々がこの交流に参加できる環境を構築していくことが不可欠であり、現在、そのあり方について関係団体と協議を進めているところであります。こうしたことから、特に若い人たちに浸透しているフェイスブック等を活用し、ふるさと会の情報や市の情報を発信することで、確かな人脈形成につながっていくことは大いに期待できるものと考えます。

以上申し上げてまいりましたが、SNSを行政が活用することについては、インターネットが生活インフラと言えるまでに普及した今日においては、時代のニーズに即した情報発信や情報共有のあり方の一つと考えています。しかし、一方では、市内にはインターネットを活用しないあるいはできない市民も多くおられ、また、インターネットは活用していてもSNSには参加していない市民の方々もおられます。したがって、行政としてSNSを導入するに当たっては、その目的や運用の方法、更には運用体制の構築をしっかりと研究する必要があると考えております。

今後においては、このたびの渡辺議員の御提言も踏まえながら、活気あふれる元気なまちを創造するために、広報やホームページも含め、情報発信や情報共有のあり方について、鋭意検討を進めてまいりたいと存じます。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 渡辺議員。

4番（渡辺英次君） 再質問をさせていただきます。

ただいまの市長からの答弁ですが、SNSについては今後有効であるという認識はされているということがあったのかなと思います。ただ、現状でいうと、インターネットを含め、特にSNSに関しては利用している人が少ないと、そういう現状がある、今後においては研究をしながら、やるのかやらないのかははっきりは聞けなかったのかなと思うんですが、検討してまいるといふ答弁だったと思うんですが、現段階で開設しようと言えない現状の内部の事情といたしますか、組織もあればいろいろあると思うんですが、そういうものは一体どういう部分なのかということと、あと研究をするにしても、どういった研究をしながら役所の職員が勉強していくのか、そういったことをちょっと聞きたいと思います。

現在、民間のほうでは、例えば、青年会議所とか各団体を含め皆さんそうなんです。SNSに関しては有効であるということで、ほぼ多くの団体の方が使われているのが現状です。現実的に、まちづくりに関してはなくてはならないものとして認識されている方は多いと思うんですが、まちづくりにおいて民間の団体だけがそれを取り組んでいて、市のほうは、検討する

検討するという形で果たしてよいものかという疑問もあるのですが、その辺について再質問したいと思います。

議長（神田壽昭君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） 再質問にお答えをいたします。

本年4月から、土別市では、先ほど渡辺議員からも質問でお話ありましたけれども、議会基本条例が施行されました。あわせて、まちづくり基本条例、長年の懸案でありましたが、これも同時に施行させていただきました。この基本は、1つは情報の共有であります。もう一つは、まちづくりに対する市民の参加、加えて計画段階から企画立案をする参画、これも含めて市民が主役ということを私はお話をさせていただいています。

ただいまの答弁は、貴重な今回の御提言をいただきましたので、これを私は基本的に取り組むという方向の中で、これから早急に職場内部で検討していきたい、こう考えている次第であります。具体的な検討の方法については、後ほど総務部長のほうから申し上げたいと思うわけですが、先ほどのお話のとおり、確かに今再質問であったとおり、土別市民にとってみれば、インターネットの利用者あるいはフェイスブックに加入している友達関係にある方がどの程度いるかということは現段階ではまだ把握はし切れませんが、そう多数ではないというふうに理解はしています。

そうなりますと、土別市民への伝達方法というのは、先ほど申し上げましたが、私は、今回の機構改革によって広報広聴を同一にすることで機構改革を行って、秘書広報課というふうにしたわけですが、ここでインターネットを通して動画配信というお話も先ほどさせていただきましたけれども、多くの市民もそこに登場していただくと、そして動画配信することによって多くの市民がインターネットを開いていただく、クリックしていただく、こういったことも含めて、市民も含めた広報の充実ということを考えているのがまず1点であります。もう一つは、「天地人」ということわざがありますが、「天の時、地の利、人の和」がありますが、土別は、自然環境に恵まれた非常に地の利はあるんでありますが、やっぱり最終的には、地域づくりしていくのは人の和だと思うんです。人の和に勝るものはない、先ほどの質問にあったとおりであります。

せっかくの機会ですから御報告させていただきたいんですが、土別では、合宿の里づくり、交流のまちづくりが進められています。実は、朝日に来ていらっしゃるオリンピックを目指す選手が、「土別が合宿の原点です。」と、こういうお話をさせていただきました。あるいは先般は、ロンドンオリンピックに出場されるトライアスロンの足立選手、井出選手が私のところへ来ていただいてお話をしたときには、「6月10日から土別で合宿を踏んで、7月の末までこの土別で仕上げでロンドンに向かいます。私たちはこの6年間、7年間、土別のこの地域で、素晴らしい人々に恵まれて、この環境のもとで合宿ができるから、まさに私たちの原点なんです。」というお話をさせていただきました。和太鼓のプロの集団であります鬼太鼓座、今、朝日で合宿をしています。代表の松田さんは、土別のふるさと大使であります。私は、一昨日、

行って、グループの皆さん方と懇談をしてみましたが、「この土別で創作活動を行って、今年の創作曲をつくって、そして全世界20カ国44カ所で公演をいたします。土別の自然と人が素晴らしいから私どもは来ているんです。」と、こういうお話をしてくれるんです。

こう考えていきますと、やっぱり人と人とのつながりをつくるのは、実際に会いながらつくり上げていくということは、先ほど答弁申し上げたとおりなんでしょうが、そういったことで、今日までの土別の合宿の里、交流のまちづくりが進んできているということをお大切にしながら、これからまちづくりを進めていきたいと思っております。そう考えますと、先ほどのお話のとおり、土別がこういう合宿の里をしているんです、あるいはこういう地域づくりをしているんですということをお道、全国に発信をするということがフェイスブックの役割というのは、極めて私は重要な位置づけであるというふうに考えているものですから、これは基本的に何とかいち早く導入をしたいという気持ちの中で、職場の中で議論を進めていきたいと思っておりますので、その内容については総務部長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

議長（神田壽昭君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 今、市長のほうからお話があったとおりであります。今後の進め方と申しますか、なぜ今この段階で即座にできないかということについて少しお話をさせていただきたいと思っておりますが、市役所がSNSに取り組むということになれば、例えば、秘書広報課だけがこのSNSに取り組むということだけでは全体の情報発信につながっていかないという考え方を持っています。それで、例えば導入の目的、これについては、どんな情報を発信していくのかあるいは発信手段なのか、それとも双方向性でいくのか、こういったようなことも検討する必要があると思っておりますし、あとは運用の方法あるいはその体制ということで、どこが中心的な窓口になるのか、あと関係各部署とどんな連携をとっていくのかといったようなことについて、庁内全体でこれを協議して方向性を出していくということで、少し時間が必要なのかなというふうに考えています。

いずれにしても、今後、庁内の中でこのSNS導入に向けた組織を早急に立ち上げたいというふうに考えているところでありまして、そこで一定の方向性が出れば、その時点で判断をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（神田壽昭君） 渡辺議員。

4番（渡辺英次君） ありがとうございます。

市長からの再質問に対する答弁をいただきましたので、再々質問はないんですが、私は市長がいつもお話しされる言葉の中で、「前例踏襲ではなく」とか「果敢にチャレンジする」という言葉が、非常に感銘を受ける言葉でありまして、市長じきじきにフェイスブックに関してはやる方向で考えているというお言葉をいただきましたので、早急に、例えば条例とか規則がもしひっかかるものがあるのであれば、その辺も検討しながら早い段階で、民間のほうで盛り上がっている時期にできれば一番理想なのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

て、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（神田壽昭君） 11番 小池浩美議員。

11番（小池浩美君）（登壇） 一般質問を行います。

質問の第1は、介護保険にかかわって2点お聞きいたします。

初めに、養介護施設での高齢者虐待について伺います。

近年、養介護施設における高齢者虐待のニュースは後を絶たず、昨年9月に、厚生労働省は各都道府県へ虐待防止の通達を出して、養介護施設等における虐待防止の推進に特段の配慮をと訴えているほどです。家庭内における高齢者虐待は、見守りのネットワーク化が機能すれば、隣近所や民生委員さん、ヘルパーさんなどの通報や相談などで発見が比較的早くできると思いますが、施設内での虐待行為はほとんど表面化しないのではないかと考えます。国の調査では、家庭であれ施設であれ、虐待についての相談や通報は年々増加し、そのうち虐待と判断された件数も同様に増えています。

そこでお聞きしますが、本市が把握している虐待の実態について、過去3年間の通報や相談件数、そしてその中で虐待と判断した件数はどれほどか、家庭内における虐待と施設内とはどうなのか伺います。特に、養介護施設におけるケースについてお聞きしますが、相談や通報が地域包括支援センターなどに寄せられた場合、市としてはどのような対応をするのでしょうか。また、施設への立ち入り調査権など、強い権限を持って対応しているのかどうかお聞きいたします。

公立の施設であれ民間の施設であれ、利用者への虐待は決して許されるものではありません。通報や相談をやすくし、そのことによって利用者が報復を受けることのないようなシステムをつくるとともに、働く人たちの職場環境の整備・充実、民主的な職場をつくるのが虐待防止の近道だと考えます。また、施設で働く職員の意識やモラルの向上、介護技術の熟練なども入所者虐待を未然に防ぐ道と考えますが、専門職としての学習や研修などは各施設で徹底して行われているのかどうかお聞きいたします。

また、本市には、土別市高齢者虐待防止ネットワーク会議というものが設置されていますが、その働きについても伺います。

介護保険にかかわっての2つ目の質問は、介護保険料への一般会計からの繰り入れについてです。

昨年の第4回定例会において、また今年の第1回定例会及び3月予算委員会でもお聞きしましたが、第5期介護保険料を軽減し市民負担を抑制するためには、一般会計から財源繰り入れをして保険料軽減に充ててはどうかと提案してきました。御答弁では、介護保険の理念は、国民の共同連帯で制度を運営していくことであり、それゆえに軽減策の財源は介護保険料の中で賅うべきものだ。更には、国は一般財源からの繰り入れを不適切とする3原則を示しており、実施すればペナルティーがかけられるやもしれない。そして、そのペナルティーとは、補助金が減額されることはないけれども、都道府県から自治体に指導監督という形で指導が入るとい

うもので、それゆえに一般会計からの繰り入れは難しいということでした。

国が示している3原則とは、自治体が行っている介護保険料の減免制度に対して、1つは、保険料の全額免除、2つには、収入のみに着目した一律の減免、3つは、保険料減免分に対する一般財源の繰り入れであり、この3つを国は不適切としています。しかしながら、この3原則なるものに自治体に従う義務はないことは、国会論戦で明らかになっています。2002年3月の参議院厚生労働委員会での我が党の井上美代議員の質問に対し、政府側答弁は、この3原則は単なる助言にすぎず、法律上の義務というものではないと答えており、自治体が助言や勧告に従う義務のないことは明らかになっています。

現に、道内では、北斗市や中富良野町が実施し、また埼玉県美里町では、約2,800人の高齢者に対し、第1期から第5期まで一般会計からの繰り入れを行って保険料を抑制しています。3年ごとの改定のたびに上がり続ける介護保険料に市民は苦しんでいます。一般会計からの繰り入れで保険料値上げを抑制し、市民負担を軽減する施策を再度求めるものですが、市長の見解をお聞きいたします。

以上、第1の質問を終わります。（降壇）

議長（神田壽昭君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 小池議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から、介護保険特別会計への一般会計からの繰り入れについて答弁申し上げ、介護施設での高齢者虐待への対応については保健福祉部長から答弁申し上げます。

介護保険制度は、高齢者に係る介護を社会全体で支え合う制度であり、その財源は法令において、国・道・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合とが定められている全国一律の制度であります。

本制度の仕組みといたしましては、介護保険を受ける高齢者数や介護サービスの質と量など全体のサービス給付に比例して保険料も増加することとなっておりますが、本市の介護サービスの給付状況につきましては、特に、施設介護を希望する待機者に対応するため、第4期事業計画中に5施設115床を増床いたしました。このような介護施設等の整備や各種サービスの充実を図ったことにより、第5期計画の保険料は引き上げとなりました。

こうした取り組みにより給付額が増加したことや高齢化率が33.3%と全道35市中8番目と高い状況から、介護サービスの利用が増加傾向にあること、更には施設介護を希望する待機者に対応するため、第5期中にも39床の増床を計画しているため、介護給付費が増加する見込みであることから、本計画期間における介護保険料が値上がりとなるものであり、第4期計画では、介護給付費準備基金繰り入れにより保険料の抑制を図りましたが、本計画では基金残高がないことから、財政安定化基金の取り崩しによる交付を受けてもなお大幅な引き上げとなったものであります。しかしながら、保険料引き上げ後の第5期保険料の水準は年額5万5,400円と、道内平均の年額5万5,570円とほぼ同程度に抑制されているところであり、一定の御負担はいただいておりますものの、介護施設については、道北6市の中でも特に高い整備率となってお

り、待機されている方や御家族の切実な願いに一定程度こたえることができたものと考えております。

そこで、一般会計からの繰り入れによって保険料値上げを抑制すべきとの御提言であります。まず、国の介護保険運営に係る3原則につきましては、小池議員お話しのように、2002年3月の参議院厚生労働委員会では、国の技術的助言であり、法的な義務や禁止事項ではないと答弁を行っていることは承知しておりますが、同時に、当時の坂口大臣は、一般会計からの繰り入れが恒常化するような制度にしないという自治体の要望に沿って財政安定化基金を設立した経緯からすると、一般会計からの繰り入れは不適當であるし、国が指導することは当然であるとも答弁しておりまして、国は、今回の第5期保険料設定に当たりましても3原則の遵守を求めているところであります。

また、道内自治体の状況についてもお話がございました。確かに道内でも一般会計からの繰り入れをしている自治体が一部にありますが、お話の自治体の状況を確認いたしましたところ、第4期計画期間の安定化基金からの借入額が多く、一般会計から繰り入れをいたしましてもなお年額6万円を超え、道内の市の中では2番目に高い保険料となっている自治体もあるところでございます。

こうした中で、本市の基本的な考え方についてであります。介護保険の財源については、国等の負担が5割、65歳以上の第1号被保険者が約2割、40歳から64歳の第2号の方々の方が約3割を負担することになっており、国の税金や40歳以上の国民負担もいただいていることから、1号被保険者に限って減額することは、総体的には現役世代の負担割合を増加させることになり、適當ではないと考えております。また、コスモス苑の増床など市民要望にこたえようとすると給付費が増加し、保険料へのはね返りもあるわけでありまして、増床に係る施設整備費などは別途一般財源で対応いたしました。

このように、介護保険制度全体を支えるためには、一般財源による施設整備も必要です。特に、お年寄りが要介護状態とならないように介護予防事業の充実が求められるため、本年度から市の単独施策として、新たに自立支援住宅改修助成事業を実施しております。更には、介護予防の根幹はお年寄りがいつまでも地域で元気に暮らしていただけることであることから、地域自治会の方々の御協力も得ながら、地域支え合い事業を行うこととしたところであり、今後も新たな対策の実施や既存事業の拡充など、市の単独施策の推進が必要になってまいります。このような高齢者施策の充実強化を図るための単独財源確保も必要でありますことから、恒常的な一般会計からの繰り入れは避けなければならないものと考えているところであります。

したがって、全体のバランスを考えると、受益者である高齢者の一定の負担は御理解いただかなければならないものと考えており、制度の趣旨からいたしましても一般会計からの繰り入れについてはなじまないものと考えているところであります。ただ、お話のように、低所得者層の厳しい生活実態は考慮すべきと考えるため、制度の枠内で保険料の多段階設定など新しい負担区分とし、更に利用料の軽減などで対応することで、現役世代も含めた介護保険制度

に対する市民の理解を得ていくべきものと考えております。

高齢者福祉につきましては、今後、更なる高齢化が予測されますだけに、介護保険制度の円滑な運営だけでなく、関係事業や市の単独施策なども充実していかなければならないものと考えているところであり、特に、これまで地域を支えていただいた高齢者の皆様方が住みなれた地域において生き生きと生活し続けられる土別市を実現できるように鋭意努力をしまいたいと存じます。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 池田保健福祉部長。

保健福祉部長（池田文紀君）（登壇） 養介護施設での高齢者虐待につきましては、私から御答弁をさせていただきます。

初めに、本市が把握している過去3年間の虐待の実態についてであります。養護者等による虐待につきましては、平成21年度8件、22年度6件、23年度9件の通報、相談があり、そのうち虐待と判断した件数は、21年度4件、22年度6件、23年度6件でした。また、養介護施設における虐待につきましては、21年度、22年度は通報等がありませんでしたが、23年度に施設関係者以外の市民の方から1件の通報があり、直ちに調査をいたしました。虐待と認められる事例ではございませんでした。

次に、養介護施設における高齢者虐待の相談や通報があった場合の市の対応手順についてあります。平成19年に作成をいたしました土別市高齢者虐待対応マニュアルに基づき対応しているところでございます。その具体的な手順といたしましては、施設職員や市民等から虐待に関する通報があった場合、対応窓口である地域包括支援センターや介護保険課が相談受付票を受理し、情報を整理して、必要な場合には道への報告や協議を行い、対応方針を決定しているところです。

虐待の事実確認につきましては、当該養介護施設に調査趣旨を説明し、理解を求め、虐待を受けたと思われる御本人を初め、御家族や他の入居者、施設関係者等から聞き取り調査を行うとともに、介護サービス計画書や介護記録、事故報告書、ヒヤリハット報告書など各種記録の確認作業を行った上で調査報告書を作成し、この調査報告書をもとに、虐待対応ケース会議を開催して、虐待の有無の判断をしているところです。

このケース会議の結果、虐待があると判断した場合は、まず高齢者の保護を第一として対応し、その内容を道へ報告するとともに、養介護施設に対して指導を行うこととなりますが、虐待を行った職員の処分で終わらせることなく、職員がなぜそのような行為を行ったのか、養介護施設としての労働環境や管理運営面などのどこに問題があったかなどを明らかにし、再発防止に向けた改善指導を行います。また、養介護施設への調査権など強い権限があるのかということについてでございますが、老人福祉法及び介護保険法において調査権限が定められておまして、調査への理解と協力が得られない場合においては強制的な立ち入り調査や実地指導を行うことができることになっているほか、指導に従わず改善が図られない場合には勧告、命令、

指定の取り消し処分などの権限を行使することになります。

次に、施設で働く職員の学習や研修等の実施状況についてであります。小池議員のお話のとおり、職員の意識やモラルの向上、介護技術の熟練が虐待の未然防止につながるものと認識していることから、各施設においては介護力技術向上研修に加え、虐待未然防止対策に関する施設内外で実施される各種研修についても職員が積極的に参加するなどして、資質向上対策の徹底を図っているところです。

一方、市といたしましては、施設、事業所及び居宅サービス事業所に従事する介護支援専門員や相談員等を対象にした研修会を開催し、職員の資質向上を図っているところです。更に、高齢者が安心して生き生きとした生活を送れるための支援策について協議・総合調整する地域ケア会議におきましても、虐待防止対策を含めた高齢者支援策について、情報交換や課題別の検討などを行っているところです。

次に、土別市高齢者虐待ネットワーク会議の働きについてであります。このネットワーク会議は、施設介護サービス事業者を初め、居宅介護事業者などの関係機関、団体及び道や市の関係部局が協力・連携しながら、虐待を受けた高齢者の保護及び高齢者を養護する方への支援を中心に活動しているところであり、虐待が発生したときには、速やかに事実確認を行うとともに虐待対応ケース会議を開催し、支援の方向性を確認の上、関係機関で役割分担をしながら、その対応に当たっているところです。

高齢者虐待の中でも、施設における虐待は、閉鎖された空間で発生するだけに把握が難しいと言われており、市といたしましても施設虐待を早期に見出し、迅速に対応できる体制の整備に向けて今後も取り組みを進めてまいりたいと存じます。しかし、虐待の要因は単に介護職員の問題だけでなく、労働環境や介護技術に左右されるものでありますことから、民主的な職場づくりなどにも配慮しながら、虐待を起こさない施設運営の実現に向けて、今後とも関連機関の皆様と連携をさせていただきながら対応に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げて、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 小池議員。

11番（小池浩美君） 介護保険料の一般会計からの繰り入れについては、再三質問してきて、本日もお聞きしましたが、本市としてはそういうような対応はとらないという御答弁でしたけれども、もう皆さん御承知とは思いますが、1号被保険者の介護保険料、例えば基準額で見ますと、基準額というのはその世帯が住民税を課税されていますけれども本人は非課税だと、そういう条件なんですけれども、この介護保険制度は2000年4月に始まったんですが、2000年のときの基準額は年額1万2,000円だったんです。それが12年たった今日、2012年4月、その基準額は今や5万5,400円になっているんですよ。だから、12年の間に保険料はおよそ4.6倍、結局これは市民の負担増になっているわけですね。

それで、高齢者の受け取る国民年金ですね、老齢基礎年金で見ますと、平成12年度、2000年、介護保険制度が始まった年は、年額でいいますと年金は80万4,204円だったんです。それが12

年たった24年度、これが年額78万6,492円です。ここ2、3年、物価スライド云々で少しずつ減ってきていますからね、全然増えていないんですよ。入ってくる収入は増えていなくて、出ていくものが大きいという、こういう実態、高齢者が置かれている生活の状況、私はこれをぜひとも、この実態に思いをはせていただきたいと思うんです。

ですが、土別の介護保険会計の状況もよく私は理解できます。ずっと何年も介護保険料では質問してきております。その中ではっきりしてきているのは、高齢人口は増えるということ、そして基金はもう全部使いましたということ、そして財政安定化基金これも取り崩してしまっただと。しかし、一方では、高齢者が入る施設整備、これはいろいろな高齢者のための制度をつくって充実させていかなければならない、そういうふうなことで、どうしても今の保険制度の会計のやり方では保険料にしわ寄せが来るという、そういうシステムになっている。これを私どもは、介護保険制度が始まった2000年のときから、絶対こうなるからこの制度はだめだと言ってきているんですけども、これは国の問題ですから自治体をどうこう言ってもこれはなかなか難しいことで、自治体もそれなりの努力はずっとされてきているんですが。

そこで、1点だけちょっとお聞きしておきたいと思うんですが、結局は、こういう状態だから高齢者の一定の負担はどうぞ御理解くださいと、そういう御答弁だったと思いますが、それでは、3年後の第6期の保険料改定、それ以降のことですね、そこをどのように乗り切るのか、どのように取り組むのか、どんな展望があるのか、そこら辺のところの考えをお聞きしておきたいと思うんですよね。またそのときになって、負担をどうぞ御理解くださいというふうになるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

議長（神田壽昭君） 池田部長。

保健福祉部長（池田文紀君） 再質問にお答えをさせていただきます。

今、第6期の話がございましたが、今はまだ24年から第5期計画が始まったばかりでありますので大変想定は難しいわけにありますけれども、1つは、高齢者人口の予測がございまして、高齢化率は、これはもうどんどん上がってまいります。ただ、65歳の高齢者の数で申し上げますとほぼ横ばいでありまして、ピークが平成28年の7,531人というような予測を今立ててございます。ただ、75歳以上の高齢者の方が実は介護認定される確率が高いんですが、この方々はやはり今後も増えていくという予測になります。恐らくピークは、今、私どもで予測をしておりますのは平成38年度、75歳以上で4,264人と、全体の27.6%を占めるような形になるのではないかと想定をしております。

したがって、今後、いわゆる給付ということを考えますと、やはり増えていくということは想定をせざるを得ませんし、施設整備もいたしましたけれども、まだまだ待機の方もおられるというのが、これが現状でございますから、こういう方々の切実な要望にもおこたえをしなければいけないということでございまして、6期計画の段階で、また現状分析をいたしまして対応策を検討いたすということでございますけれども、国の制度がどう変わるかわかりませんが、現行制度でいきますと、やはりまた値上げが懸念されるという状況にございます。

では、それに対してどういうふうな対応をするのかということでございますけれども、やはり土別の特徴といたしましては、1つは高血圧の方がちょっと多いということで、こういう方々がどうしても倒れられて介護になる方が多いということもございますので、この辺はやはり、もっと分析しなければいけません、保健指導を含めて対応を進めていきたいと思いますが、市といたしましては、今一番大事なのは介護予防、介護になった方に手厚くきちっとフォローすることも大事なんです、やはり介護にならないようにあるいはお年寄りが元気で住みなれた地域で生活していただけるような対策をまず立てなければいけないのではないかと、この辺に考えております。これは当然介護保険法の枠内でなくて、どちらかというと単独施策が多くなるかもしれませんが、そうであってもそういう施策をきちっと積み上げの中で、やはり介護になる方をなるべく減らしていくという対策をとっていく中で、次の計画が値上げにならないような努力をしてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

議長（神田壽昭君） ここで、昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時52分休憩）

（午後1時30分再開）

議長（神田壽昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

小池議員。

11番（小池浩美君）（登壇） 第2の質問は、国民健康保険についてです。

平成22年度の国保会計においては、前年度の医療費の急激な伸びなどにより保険税率は均等割額、所得割額ともに引き上げられ、また一般会計から基金積み立てとして1億5,000万円を繰り入れてのやりくりとなるなど大変厳しい財政状況の中、市民の税負担は重いものとなりました。保険税率は変わらぬままに23年度予算が執行されてきましたが、23年度の決算見込みについて、前年度との比較も含めて、その概要と特徴をお知らせください。

また、24年度の予算編成に当たっての基本的な考え方を伺います。少しでも市民負担を軽減することを求めるものですが、そのことを含めてお聞きいたします。

次に、国民健康保険制度への認識について、市長の見解をお聞きいたします。

職員の皆さんは、国保は相互扶助だと言います。国保はお互いにお金を出し合って医療費の補助などに充てる助け合いの制度だと言います。本市の国保についてのホームページでも、「国民健康保険は、病気やけがをしたときに備えて加入している人たちがお金を出し合い、お医者さんにかかるときの医療費の補助等に充てる助け合いの制度です。」とあります。

国民健康保険は、助け合いの制度ではないと私は認識しています。国民健康保険事業は、昭和33年に制定された国民健康保険法という法律に基づいて運営されているものですが、国民健康

保険法では、この法律の目的として、第1条、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」こううたっています。国保は、すべての国民に医療を保障する制度として誕生したのです。国民健康保険は社会保障なのです。憲法にのっとった国が行うべき社会保障制度の一つであり、住民に身近な市町村が運営しているものです。決して相互扶助、助け合いの制度ではありません。

しかし、今、厚生労働省などは、国保は被保険者全体の相互扶助で成り立つ社会保障制度だと言い募っています。昭和の終わりから平成にかけて、国保法の改悪が続き、国庫支出金の割合が約50%から25%に半減し、一方で、国民の負担は1人当たり3.9万円から8.4万円へ、およそ2倍以上も引き上げられています。国保財政が苦しくなれば、お互いに助け合いの精神で保険料の引き上げも我慢しなければいけないと思わせるようなプロパガンダを発信するべきではありません。国民健康保険制度についての認識をお聞きするとともに、ホームページの説明を正しく改定することを求めます。

以上で私の2番目の質問を終わります。（降壇）

議長（神田壽昭君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

最初に、私から国民健康保険制度について答弁申し上げ、23年度決算見込みと24年度予算の考え方については市民部長から答弁申し上げます。

お話にありましたように、現在の国民健康保険法第1条において、「法の目的を国保事業の健全な運営を確保し、社会保障及び国民保健の向上に寄与すること」とし、第4条では、「国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならない」としております。

一方で、昭和33年以前の旧国保法では「国保制度は、相扶共済の精神にのっとる社会保障制度」とされていたことから、これまでも全国で、国保は社会保障か、相互扶助かという議論がなされているところであります。

現在、日本の社会保障制度は、公的扶助、社会福祉、公衆衛生などのほか、国保を初めとする社会保険制度に大きく分けられており、このうち社会保険制度は、社会生活上、最も基本的な疾病、負傷、出産、または死亡などに対して必要な給付が行われるもので、この際、被保険者本人はもとより、世帯の生計に過重な負担とならぬよう各自が相互に保険料を負担し、リスクを分担し合う、相互扶助による社会保障の一分野とされております。また、平成18年の国民健康保険料賦課処分取消等請求事件における最高裁においても、国民健康保険の目的を「疾病などの要因により生じる個人の経済的損害を加入者相互において分担する社会保険」とされたところであります。

そこで、国民健康保険に対する認識であります。先ほど申し上げた法第1条による目的と社会保険が社会保障の中の一分野に定義されていることを考慮したとき、国民健康保険が国が行うべき社会保障か、相互扶助かという二者択一できるものでないと考えており、被保険者が能力に応じて保険料を納め、互いに支え合う相互扶助の精神と社会保障の枠組みの中で、法第

4条に基づき、国及び都道府県が責務を果たし、互いに補完し合うことによって制度を健全に運営することが重要と考えております。

国保は、我が国の国民皆保険制度を根底から支えており、国の責任による公費投入は当然のことではありますが、一方では、対象が限定される社会扶助制度とは異なり、だれもがひとしく医療サービスを受けることができる社会保険制度の性質上、加入者が応分の負担をすることも保険制度としての健全な運営を維持していくためには重要なことと考えております。

ただ、近年の市町村国保財政が極めて厳しい状況に置かれておりますので、相互扶助の面だけが強調され、その結果として、地域住民の負担が増大し、保険料の負担ができない加入者が医療サービスを受けることができないといった事態にならぬよう、法に基づき国の責任をしっかりと果たすよう財政基盤の拡充等について北海道市長会などを通じ、今後も強く要望してまいります。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 三好市民部長。

市民部長（三好信之君）（登壇） お答えいたします。

初めに、23年度の国保の保険給付費の状況であります。

診療費が大きく伸びた21年度、22年度と比較いたしますと年間を通して低目に推移し、1人当たりの診療費は前年度を5,100円下回る26万円となり、保険給付費全体では、対予算で1億7,300万円、前年度比9,300万円減の18億2,800万円となったところであります。この要因については、加入者数の減少のほか、1人当たりの診療費の減、特に30万円以上の高額な医療費の支払い件数が前年度より減少したことによるもので、この結果、昨年第2回定例会において補正計上した予備費3,000万円については未執行となったところであります。

本市の診療費は、一定程度落ちついてはいたものの、後期高齢者に係る診療費が全国的に増加していることから、当該制度の給付費要素として本市が負担している後期高齢者支援金が22年度に比べ2,000万円増の約3億200万円となったほか、22年度の診療費が確定したことに伴う国庫負担金の償還金など約2,400万円が生じ、補正予算により対応したところであります。

次に、歳入であります。国保税は被保険者が減少する中、課税所得の伸びなどにより約5億9,800万円となり、予算に対し700万円の増、22年度と比較して1,200万円の増となり、現年度収納率は97%と、対前年度0.65ポイント向上したところであります。また、診療費の支出が見込みを下回ったことに伴い、療養給付費等負担金など国庫支出金全体で約1億1,400万円収入減となったほか、高額な診療費に対する保険者間の再保険制度となる高額医療費共同事業においては、歳入である交付金より歳出である拠出金为上回り、約2,300万円歳出超過と、本市には不利な状況となったところであります。

以上により、歳入歳出差し引きでは約4,500万円の収支不足が生じ、国保支払準備基金から同額を取り崩して収支均衡を図った結果、23年度末における基金残高は約1億3,500万円となっております。

次に、24年度予算にかかわる考え方についてであります。

23年度の決算状況でも申し上げましたが、75歳以上の後期高齢者医療制度へ財政支援している支援金が毎年増加しており、23年度と比較して2,300万円増加し、本来この2分の1は税に求めるものでありますが、市民負担を軽減するため、昨年度に引き続き税率を据え置いて予算を編成したところであります。その結果、単年度における税込不足及び予備費財源を確保するため、予算上では基金から5,500万円を繰り入れて収支均衡を図っており、これにより現段階における24年度末の基金残高は8,000万円程度と見込んでいるところであります。

ただ、国保会計は、各年の医療費実績そのものに大きな変動があることに加え、前期高齢者交付金においては、全国的な医療費推計に基づき概算交付され、翌々年度に精算がなされるなど、本市だけの医療費の状況や単年度における収支だけでは決算が見通せないところであります。特に24年度の前期高齢者交付金は、本市で診療費が大きく伸びた22年度の実績をベースに概算交付されることから過大交付が想定され、今後の精算も視野に入れた国保運営を考えなければならないものであります。

本市のみならず、現在の市町村国保は脆弱きわまりなく、構造的に好転する要素があるとは考えにくく、その上、既存の基金についても限りがあるため、国の制度改革においては財政基盤の拡充を強く求めるとともに、今後の国民健康保険の適正な市民負担について検討しなければならないものと考えております。

また、市のホームページの改正についてであります。

ただいま市長が国保の認識でお答えいたしましたように、国民健康保険は社会保障の一分野の社会保険であり、社会保険は本人負担のない社会扶助と異なり、国の関与の中で加入者が保険料を負担し合う相互扶助とされており、御理解を願いたいと存じます。

今後とも加入者の方には能力に応じ公平な負担をお願いしていく考えであります。保険料を払いたくても払えないといった方については、そのことによって医療が受けられないというような状況にならぬよう、細かな納税相談による生活実態の把握に努め、公的扶助による支援など適切に対応してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 小池議員。

11番（小池浩美君） 御答弁の中で、法第1条による目的と社会保険が社会保障の中の一分野に定義されていることを考慮したとき、国保が国が行うべき社会保障か相互扶助かという二者択一ができるものではないと考えている、こういう御答弁がありました。

そこで、社会保障の中における社会保険というもの、今、御答弁の中でも社会保険については御答弁がありましたけれども、私は今国民健康保険の認識について再質問しているんですけども、この認識は非常に私は大事だと思うんですね。職員の皆さんが、国保は相互扶助だと、お互いに助け合うものだという認識に立てば、社会保障の中の社会保険というような考え方にはならなくなっちゃうのではないかというふうに、私は思うんですよ。

そこで、ちょっと参考までにお知らせしますが、これ、平成22年4月に衆議院厚生労働委員会で国民健康保険法の改正案が出たときの参考人質疑、そのときに参考人として、芝田英昭立教大学教授がこういうふうに述べているんですよ。「社会保険は、生存権に基づき、お金の有無にかかわらず当然受ける権利がある。国保でいまだに各市町村のパンフレットが相互扶助をうたい、保険料を払えない人を差別する制度を維持していることは大変問題だ。」こういうふうに述べております。お金を払った、払わないにかかわらず生存権を守る、これは国家の責任だ、こういうふうに考えていると、こうおっしゃっているわけです。

私は、ですから、先ほどの質問でホームページに書いてある文言、あれはおかしいのではないだろうかということをお聞きしたけれども、今、芝田大学教授のそういう考え方に立てば、やはり相互扶助だ相互扶助だというふうに強調することは、それは間違いでないかと私は思いますし、それに先ほどの御答弁でも市長は、社会保障か相互扶助か二者択一できないんだと、こういうふうにはっきりおっしゃっています。ならば、私は、ホームページとかあるいは国保のしおりなんか市民の皆さんに届くんですけれども、そこに「社会保障」の文言、これはやはりきちっと入れなければ片手落ちだし、市長の認識ともずれる、そういうふうに考えるんですけれども、私は再度求めますが、ホームページ等にちゃんと「国保は社会保障だ」というような文言をきっちり入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（神田壽昭君） 三好部長。

市民部長（三好信之君） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

芝田教授の参考人の部分についても、私どもも資料等を持っておりますけれども、ただ、これ日付はちょっとわからないのですけれども、安倍元首相が国会の中で国保の認識を言っている部分で、恐らく社会保障という部分の中の社会保険という前提でだと思っておりますけれども、国保は住民相互扶助により成り立つ社会保険制度だというような答弁もされております。それと、今までやはり国の、主としては厚生労働省なりの監修で出している言葉の解説で相互扶助と、助け合いの精神という部分を出していたわけですけれども、今お話ありましたように、社会保障そのものという部分の説明については、今までホームページには出していなかった状況にあります。いわゆる社会保障の中でも、全額公的な財源でやる公的な扶助と一部保険料とで賄う社会保障と2つあるわけですけれども、ホームページのほうには、そういった部分の社会保障自体の説明も含めた中での掲載というものについては、今後検討させていただきたいなというふうに思います。

ただ、国保自体が社会保障か相互扶助かといった議論になっていきますと、過去からの社会保障そのものが、税方式で全部やっていくのかあるいは保険料方式がいいのかという、過去からずっと経緯があるわけですけれども、市としては、その部分ではなくて、今の社会保障制度の説明について出していきたいと。

それにあわせて、けさ新聞等でも出ておりましたけれども、医療費の自己負担の一部負担金の限度額を下げるといようなお話も議論されているようですけれども、そうなりますと、例

えば公費の負担があったにしても、残りの部分は保険料等に、逆に高額医療費がかかった方は助かるんでしょうけれども、今度は保険料のほうにはね返っていくのかというような議論もありますので、そういったホームページの改正にあわせて、その辺について、市のほうでは国にまずは相互扶助の精神とかなんとかということではなくて、法4条のほうの国が責任を持って国保を運営していくんだという部分を求めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（神田壽昭君） 小池議員。

11番（小池浩美君） ぜひとも私は、ホームページのほうの文言を検討していただきたいと思えますし、同時に、職員の方々に国保に対する認識というものをきちっと正しく持って市民に対応していただきたいと、そういうふうに求めるものです。

この項は終わります。

議長（神田壽昭君） 小池議員。

11番（小池浩美君）（登壇） 質問の第3は、公的福祉施設であるコスモス苑と桜丘荘及び桜丘デイサービスセンターの指定管理化についてです。

昨年4月、職員構成による自治体運営改革会議を立ち上げ、より一層の行政改革を目指すとして、本市のあらゆる公共施設を対象に検討を加え、本年2月には11施設の見直し方針が出されております。

初めに、自治体運営改革会議についてお聞きしますが、この組織の設置目的及び取り組み内容と取り組み方法、そしてほぼ1年の検討作業の結果について伺います。

本年2月末の議会への説明資料によりますと、コスモス苑、桜丘荘及び桜丘デイサービスセンターの3つの福祉施設の見直し方針は、25年3月を目標に施設の管理運営について指定管理等の民間移行を推進するというものですが、なぜこういう結論に至ったのか、それまでの検証内容を伺います。

指定管理制度では、指定管理者を期間を決めて指定するとされていますが、事業者が短期間で変わることもあり得ることであり、利用者には大きなデメリットになると考えますが、いかがでしょうか。また、指定管理に応募する事業者が少ない場合、指定管理者選定において公正な競争が働くかどうか疑問ですが、いかがお考えでしょうか。

さまざまな指定管理の施設で働く労働者の状態は、官製ワーキングプアとして全国的な社会問題となっていますが、更に、今年4月に実施された介護報酬の改定による介護労働者への処遇改善、これが確実に行われるかどうかは重要なことと考えます。介護を担う労働者の働く環境が余りにもひどいので生活ができない、結婚もできないと職場を離れる人が増えており、介護の担い手不足という深刻な状況が広がっているのが現実です。働く人の雇用や労働条件、労働環境整備への行政の責任をどのようにお考えでしょうか伺います。そして、このことは、行政の住民に対する安全確保の責任、地域社会存続の責任にもつながるものであり、これらの責任をどのように果たそうとしているのか伺います。

効果・効率を求める余り、自治体のあるべき姿、すなわち住民福祉の実現を見失うことになってはいけないと考えます。改革会議が指定管理の対象から学校、病院、保育所などを除外していますが、その理由をお聞きいたします。また、福祉施設を除外しなかった理由もあわせてお聞きいたします。

公的福祉施設の指定管理や民間移行への考え方あるいはメリット・デメリットなどについて、入所者はもちろんのこと、市民みんなに対してきちんと説明するべきと考えますが、いかがでしょうか伺います。その際、市民からの異議ありの声が大きければ、どのように対処するのかもお聞きしておきます。

以上で私の第3の質問を終わります。（降壇）

議長（神田壽昭君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

初めに、自治体運営改革会議の設置目的及び取り組み内容等についてであります。

自治体運営改革会議は、公共施設及び組織・機構のあるべき姿を検討することで効率的かつ効果的な行政運営を目指すことを目的に、昨年4月に発足いたしました。組織につきましては、私が議長、教育長が副議長を務め、各部長級職員15名により構成しています。

そこで、公共施設のあるべき姿の検討についてであります。観光、文化、教育施設など85の公共施設の現状を把握するため、設置目的、利用状況、今後の営繕計画、管理運営面における問題点などなどについて、担当部署から提出のあった公共施設分析シートをもとに、人件費、管理経費を含めた行政コスト、利用者に対するサービス向上対策などを総合的に検討する中で、短期または中長期に見直しが必要と判断した施設と現行を維持する施設などの区分を行ったところであります。このうち、3年以内の短期において見直しを図るべきとの判断に至った11の施設については、特に慎重に検討を重ねた結果、廃止、転用、民間活力の導入など一定の方向性を定めてまいりました。

次に、組織・機構のあるべき姿の検討については、スタッフ制の導入から既に15年が経過していることから、職員アンケートによりその機能、状況等を検証するとともに、より効果的な行政運営のための組織・機構についてさまざまな提案を受けたところであり、本年4月には、全庁8課において係制に近い組織の施行を行い、スタッフ制の機能との比較により今後の組織・機構を検討するための環境を整えたところであります。こうした自治体運営改革会議の取り組みの内容については、行財政改革懇談会にも報告を行いながら、一定の方向性を見出してきたものであります。

また、検討する施設の対象から学校、病院、保育所などを除外した理由についてであります。まず、学校については、学校教育法に基づく一定期間の教育義務について、行政の責任において平等に教育指導を行うべきものであります。

次に、病院についてであります。公立病院の役割の一つとしては、地域に必要な医療のうち採算性などの面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供することになります。市立病

院においては、内科、外科、整形外科を初めとする12の診療科目に加えて、透析センター、内視鏡センター等の設置により地域医療を担っているところであります。

次に、保育所についてであります。近年、少子化の影響により就学前の児童数が減少傾向にある中、保育所に入所する子供の数は逆に増加傾向という実態にあり、この要因としては、核家族化や共稼ぎ世帯が増えていることにあると言われております。保育行政における公立保育所の役割については、民間では賄い切れない部分、例えば障害児保育やゼロ歳児を初めとする年齢別保育、個々の子供たちの個性を伸ばすための環境保育の取り組み、更には子育て支援事業の推進などがあります。

このたびの民間活力の導入の検討に当たっては、行政サービスの質の向上及び民間の創意工夫や経験等により培われてきたノウハウを導入することにより市民の満足度を高めることを基本としております。しかしながら、本市においては、学校、病院、保育所のいずれの場合も、民間で担っているケースがないあるいは少ないといった実態にあることから、これら施設については民間活力を導入する対象としてなじまないと判断したものであります。

一方、福祉施設を除外しなかった理由についてであります。コスモス苑、桜丘荘の両施設が開設された当時と違って、現在、市内においてはコスモス苑、桜丘荘以外に、要介護等高齢者を受け入れする施設が民間法人等により新たに開設・運営されており、多くの高齢者が御利用されているところでありまして、民間資本による効率的で質の高いサービスの提供が実現されていることから、民間活力の導入の検討が可能な施設と判断したところであります。24年度に入ってから、これらを含め11施設の見直しの方向性にに基づき、更に詳細にわたる現状分析を初め、民間活力の導入によるメリット・デメリットなどの検証を具体的に行っているところでもあります。

そこで、お尋ねのありましたコスモス苑、桜丘荘及び桜丘デイサービスセンターの見直し方針についてであります。

コスモス苑を初めとする3施設の民間活力導入の検討に当たっては、本年5月に保健福祉部と総務部の職員で構成するプロジェクトチームを設置いたしました。

まず、最初の作業として、現状の施設運営の課題を分析したところでありますが、その結論としては、1つ目には、高齢者人口の急激な増加に伴い、高齢者対策がますます重要になっている中、今後においても安定した信頼性のあるサービスを提供するとともに、質の向上を図る必要があること、2つ目には、増加する高齢者対策として、コスモス苑、桜丘荘は今後とも重要な福祉施設であり、持続可能な施設となること、3つ目には、効率的な施設運営を行うことが市財政健全化の上でも重要であること、4つ目には、利用者から信頼されかつ質の高い安定したサービスを提供するためには、専門職としての資格、ノウハウを有する職員を確保しなければならないことなどの視点から、指定管理による民間活力の導入が必要であると判断しているところであります。

また、事業者が短期間で変わることもあり、デメリットとなるのではないかとのことであり

ますが、指定管理期間が短期間であった場合には、職員の確保・定着につながらず安定した体制が整備されないことなどによりサービスの質も低下する懸念があります。このことについては、一定の条件のもとにはなりますが、長期の指定期間を設定することにより安定した運営体制が期待できるものと考えております。

更に、指定管理者選定における公正な競争原理については、指定管理者の選定方法として公募による選定方法があり、広く指定希望事業者を公募することによって複数の事業者から提案される計画の中から施設運営が市民の平等な利用を確保できるのか、また施設の効用を最大限発揮できるのか、更には施設運営管理を安定して行う人材の確保や経営能力があるのか、加えて効率的な管理により経費の縮減を図ることができるのかなどの選定基準に基づき、厳正な審査を行い、より優れた管理経営方針等を提案した事業所を候補者として選定することになりますことから、公正な競争原理は成り立つものと判断しております。

ただ、地域の今後の振興、発展などを考慮すると、公募による場合であっても市内の事業者に限定することも検討する必要があるものと考えております。また、公募によらない選定方法として、他市では、公共的団体である社会福祉協議会を指定管理者として選定している事例もございますが、本市にあつては、公募による選定と同様に、社会福祉協議会を候補者として選定する場合についても選定基準に基づいた審査を行いますことから、厳正な選定になるものと考えております。

次に、働き手の雇用や労働条件、労働環境確保への行政の責任についてであります。

指定管理事業から撤退する可能性や人件費の削減に行き過ぎがあつた場合、安定した雇用の場を確保することができないとの懸念もあり、選定に当たっては、これまでの実績や事業方針を十分に検証する中で、撤退の可能性が低い法人等を選定する必要があると考えております。更に、指定管理者が労働法令を遵守することは当然であります。選定に当たっては法令の遵守や雇用・労働条件について適切な配慮がなされているかについても審査するとともに、指定管理要求水準項目として、給与等一定の水準を確保することなどの要件を付すことで安定した雇用環境の確保ができるものと考えております。更に、市の行政責任についてありますが、指定管理者による公の施設の管理の適性を期するため、管理業務または経理の状況に関し報告を求め、また必要に応じ実施状況について調査し指示をする監督責任がありますことから、このことについて厳正に対処してまいりたいと考えております。

次に、民間活力の導入の考え方、メリット・デメリットを市民に対し説明すべきとのことですが、さきに申し上げましたように、現在、プロジェクトチームにおいて民間活力の導入の考え方やメリット・デメリット、更にはますます増加する高齢者対策を推進する上での福祉施設の今後の運営方針などについて協議しているところでありますので、協議が整い次第、施設の利用者、家族を初め、市民の皆様、議会にも周知していく考えであります。

このたびの指定管理の導入に向けた検討については、繰り返しになりますが、サービス水準が向上すること、利用者や家族の方にとっては安心して安全に利用できる持続可能な施設とな

ることを基本に作業を進めているところであり、現在利用されている方や御家族を初め、多くの皆様にも理解が得られる取り組みとなるよう意を配してまいりたいと存じております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 小池議員。

11番（小池浩美君） 御答弁を聞いて、私は、非常におかしいというか、納得ができないという部分は、コスモス苑や桜丘荘が指定管理などの民間に移行するということの判断基準というのを4つほど挙げられて、こうこうこうだから民間活力の導入が必要なんだと判断したんだというふうに御答弁されていますけれども、私がふっと思ったのは、例えばこの判断基準の2番目で、増加する高齢者対策として、コスモス苑、桜丘荘は今後とも重要な福祉施設であり、持続可能な施設となることということで、私は意地悪な目で見ていたわけじゃないんですけども、逆に考えれば重要な福祉施設なんだけれども、このままでやっていけばもう持続不可能なんだよと、そういうふうに判断したんだというふうに解釈できるわけで、すべてがこのままだとできないんだというような、全部そういうふうになるわけで、要するに、今の行政がこうやってやってきたこのままではできません、サービスの水準は向上しません、安心して安全に利用できるそういう持続可能な施設にはこのままではなれませんかと言っているようなふうに受け取ったんですよ。ですから、もう行政はギブアップしていると、我々ではもうできませんよと、民間に渡しましょうと、そんなふうに言っているように聞こえるんですが、そこら辺のところはどうなんですか、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

議長（神田壽昭君） 池田部長。

保健福祉部長（池田文紀君） 私のほうからお答えをいたします。

4つの課題ということで出させていただきました。そういう面では、行政のほうで解決ができないと、あきらめたのかということで、もっと頑張るべきではないかという叱咤激励でもあろうかとは思いますが。

今現在、コスモス苑、桜丘の両施設については、従来、議会からいろいろ御指摘を受けた部分もありますけれども、職場長を中心に民間施設への現場の研修でありますとかを含めながら、いろいろなサービス改善に実は取り組んでおります。まだまだこれからではあるかと思えますけれども、そういう取り組みはしております。ただ、直営の場合を考えますと、例えば施設の安定的なあるいは信頼のあるサービスということをお答えさせていただいておりますけれども、そこで重要なのは、特に施設長の役割というのはやっぱりどうしても重要になります。やっぱり今の実績を見ていただいてもわかると思うんですが、施設長に経験豊富であって優秀な人材を固定化することがやはり重要なんだろうというふうに我々も考えておりますけれども、市の行政機構ということになりますと、どうしても人事異動がこれは伴うわけでありまして、それはできないことではないじゃないかという議論もあろうかと思えますけれども、やはりどうしてもそこに一定の限界があろうかというふうに考えております。

一方では、民間においては、いわゆる同施設が開設した当時と違いまして、有資格者を数多

く保有しながら質の高いサービスを提供して、しかも効率的な運営を実現している、そして地域に定着をし信頼を得ているという事業所がございます。そういう状況を見たときに、行政の責任として何が必要かといったときに、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、やはりよりよいサービスを効率的に実現しながら、更に新たな行政需要にこたえていくということがやはり行政の役割だというふうに思っておりますし、そういう面では、ふだんから事業の見直しをしていくということが必要なんだろうというふうに考えております。

こうしたことから、市内の民間施設で極めて質の高い介護と効率的な運営が実現されているという現状を見たときに、やはりこういった民間のノウハウあるいは民間活力の導入ということは、行政としては十分検討すべきではないかというふうなことで考えまして、今回検討させていただいているということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

議長（神田壽昭君） 小池議員。

11番（小池浩美君） 行政の責任をおっしゃられておりますけれども、行政の責任で民間のほうへ移すんだというような、そういうようなお答えだったかと思いますが、行政の責任でしっかり今のこの施設をきちっといいほうに持っていくんだというような、そういう発想には立たなかったんですね、それはね、きっと。

先ほども施設長の役割等々もおっしゃっていましたがけれども、そういう人事なんか、ちゃんと職員の中には福祉大学なんかを出て専門的に勉強してきた職員だって結構いらっしゃるんじゃないかと思うので、そういうのはそちらさんのやり方次第でないかなと私は思うんですけれども、もう一つしか質問ができないんですけれども、この福祉施設を私は指定管理あるいは民間移行からやっぱり外すべきだと、そして市がしっかりと頑張るんだというふうに、私は思うんです。それは市民に対する責任という、それこそ行政の責任ということから、私はそうやるべきではないかと思うんですけれども、どんなものでしょうか、もう一度お聞きします。

議長（神田壽昭君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） 自治体運営改革会議、これは昨年発足したわけでありましてけれども、これを発足したときには、午前中の渡辺議員の御質問の中で、市長の言葉を引用して「前例によらない」という言葉がございましたけれども、国も地方もこれから施策、政策を行っていく中においては、かなり厳しい財政的にも含めているいろいろな面がございますけれども、樂觀できない状況があるというふうに考えております。このような中で、変わらず市民の方に高いサービスを提供していくためには、まず変わらないサービスの提供のためには、変える部分は変えていかなければならないということは基本で、自治体運営改革というふうな名称をつけているいろいろな取り組みをしているわけでありまして。

それで、先ほど保健福祉部長が申しましたけれども、この福祉の分野については、コスモス苑、桜丘荘は、土別市が今日に至るまでにおいて本当に大きな役割を果たしてきたと私思っておりますし、これからも果たしていかなければならないというふうに考えておりますけれども、これは指定管理ということは、あくまでも市の施設として指定管理をしていくということでご

ざいまして、先ほど部長が申し出ておりましたとおり、現時点においては民間の方々の果たす機能というのが、この桜丘荘、コスモス苑設立当初と違って、相当高度になってきて、これを十分指定管理をしても、一番私どもが考えなきゃならないのは、そこに入所されている方々のことですので、その方々に対してサービスをしていけるというふうに考えて、今回ここを指定管理にしていこうということを進めております。

ただ、今、小池議員おっしゃられたとおりいろいろ懸念すべきことも、これからの検討の中で出てくるかもしれません。そういったことをすべて押し通していくということにはなりませんので、どういった指定管理に向けての課題解決の方法があるかといったことも十分に我々検証して、そして施設に入所されている方、御家族の方にも安心いただけるまで十分に説明を果たしていきながら、今我々が考えている方向を目指していきたいというふうに考えております。

議長（神田壽昭君） 小池議員。

11番（小池浩美君）（登壇） 第4の質問は、低炭素むらづくり堆肥化施設にかかわってお聞きします。

川西地区における低炭素むらづくり堆肥化施設の建設は、本議会初日に契約締結に関する議案が可決され、ようやくこの事業の展望が開けてきた感じがします。堆肥化施設が稼働するためには、下水汚泥と農家から出る野菜残渣、そして家庭から出る生ごみ、この3つが一定量必要であり、そのためには、私たち市民は、一般廃棄物として処理している生ごみを分別して出すこととなります。

平成17年から18年にかけて、南町南栄自治会と屯田自治会の2つの地域に限定して、生ごみの分別収集を試験的に行った経緯がありますが、そのときのアンケートによりますと、生ごみを入れる容器として、生分解性プラスチックを使うのがよいとする人が65%と一番多い結果でした。生分解性プラスチックとは、普通のプラスチックと同じように使用でき、使用後は自然界の微生物によって水と二酸化炭素に分解され自然に返るというもので、市も当初はそれの使用に意欲的な姿勢を示していました。しかし、今回の堆肥化施設のための生ごみ分別方法は、普通の透明なポリ袋に入れて出すことになるようですが、ここに至った理由を伺います。

前回の定例会において、谷口議員への御答弁では、生分解性プラスチックを使用すると経費がかかり市民負担が大きくなるからという理由で、市販のポリ袋で排出するようになるというお答えでした。ポリ袋などのプラスチックは、焼却するとダイオキシンなどの毒素が出ます。土に埋めても微生物などでは簡単に分解しません。ごみの量が増えるだけです。本市では、分別収集を徹底し、一般ごみの排出にもレジ袋を使用していません。生ごみをポリ袋に入れて排出することは今までの取り組みと矛盾するのではないかと思われ、市民には戸惑いと混乱が起きるのではないかと懸念されます。環境保全、循環型ごみ処理との整合性及び生ごみの収集方法、また堆肥化施設におけるポリ袋入り生ごみの処理方法もあわせてお聞きいたします。

市民への説明、周知の取り組みは早目にきめ細かくやってほしいと思いますが、どのように

お考えでしょうか伺います。

でき上がった堆肥は、すべて農家へ渡されるとのことですが、市民還元についてのお考えをお聞きいたします。

以上で私の第4の質問を終わります。（降壇）

議長（神田壽昭君） 三好部長。

市民部長（三好信之君）（登壇） お答えいたします。

まず、今回の生ごみ分別の開始に当たり、市販のポリ袋を使用しての排出になった経緯であります。

お話にありましたように、土別市においては資源循環型の社会を目指し、平成17年にバイオマス利活用推進協議会を立ち上げ、生ごみを初めとするバイオマス資源の利活用について検討してきた経過があり、その中で、生ごみ分別収集モデル事業を実施し、一般家庭における生ごみ量、分別方法等を調査してきたところであります。この際、モデル事業として収集していた方へのアンケートでは、紙袋、ポリバケツ、生分解性プラスチック袋の3つの中では、分別容器として生分解性の袋が一番多い結果となり、その後の低炭素むらづくり事業においても、当初、生分解性の袋を前提に検討を行い、種類、製作費用について調査を進めてきたところであります。

生分解性プラスチック袋については、現在、石油系由来の成分が入っているもののほか、トウモロコシなどの植物由来の成分のみでつくられる2種類があります。そこで、その費用についてでありますけれども、現在、植物由来の生分解性プラスチック袋を使用し堆肥化を行っている富良野市においては、処理手数料を付加しない形の15リットルの指定袋を1枚30円で特別発注しておりますが、同様の袋を本市の人口規模の条件で発注した場合、今後の原料価格の推移にもよりますが、1枚当たりの単価が40円近くになるものと想定され、単身世帯も考慮し、袋の容量を数種類作成した場合には更にコストアップするものと考えております。現在、市販のポリ袋の販売価格については、通常一般家庭で購入使用されている45リットル袋1枚で平均7円程度、最も安い製品では4円という状況で、植物由来の生分解性プラスチック袋を採用した場合の市民負担は現状の5倍から10倍になるところであります。

環境保全、資源循環型社会の推進の理念はもとより、低炭素事業において良質な堆肥の生産を目標としていることや生ごみの付着した残渣のポリ袋の処理も課題でありますので、分解後、完全に土に返る植物由来の袋の使用が望ましいと考えているところでありますが、今後、市民の方に生ごみ分別という新たな手間の追加をお願いするところでもありますので、まずは費用負担の増加が極力ない形でスタートさせ、生ごみの分別になれていただくとともに、袋の強度、耐久性、費用負担などのほか、高齢者世帯、単身世帯での生ごみの排出状況について検証を行った上で、植物由来の生分解性プラスチック袋への切りかえを検討していきたいと考えております。

次に、収集にかかわるお尋ねであります。収集の回数、頻度につきましては、費用面を含

め、効率的な収集の検討を現在行っているところでありますが、収集方法につきましては、現在の一般ごみ収集と同じく廃棄物収集専用車両でありますパッカー車を使用し、袋ごと積み込むものであります。その際、市民の方にはフォークなどの異物が混入し、袋の破損、汚水の漏れによる臭気拡散が生じぬよう注意を払っていただくとともに、生ごみの水切りの徹底やカラス対策を講じた排出についてもお願いしてまいりたいと考えております。

次に、新設する堆肥化施設での生ごみの処理方法であります。搬入された生ごみについて袋ごと受入ホッパに投入し、ホッパの閉鎖後、破袋分別機にて破袋・除袋を行い、異物検出機を通過後、もみ殻などの副資材を加圧混練機にてまぜ合わせるもので、これらはベルトコンベヤーにて搬送され自動的に処理され、除袋後のポリ袋については、残渣として最終処分場で埋め立て処分いたしますものであります。

次に、市民への周知の取り組みについてであります。

堆肥化施設の供用開始が25年3月末となりますことから、4月から、まずは既に生ごみの分別を実施している朝日地区分について実施し、6カ月ほど経過の後に土別地区分を合わせた全市分の処理を行いたいと予定しており、分別開始のスケジュールに合わせ、市民はもとより市内事業者に対して説明を行ってまいりたいと考えております。

現在、今回決定したメーカーとの堆肥化可能な生ごみの種別の確認作業を行っており、これらが確定した段階におきまして、市が業務委託をしております一般廃棄物収集運搬業の受託業者と勉強会などを実施するとともに、生ごみ分別収集における課題、問題点の洗い出しを行い、対応策を検討した上でごみ減量化協議会など各団体からの御意見も伺う中、その後、市民の方に周知、事業者の方にも周知に着手していきたいと考えております。

具体的には、例年実施をしております地区ごとのごみ減量化懇談会を来年1月に行い、分別の詳細について説明し、あわせて市広報、市ホームページ、地元新聞への公告を初め、各種の機会において周知に努め、25年4月以降におきましては、更に細分化した地域での説明会、懇談会をローラー的に実施していきたいと考えております。本市は、市民の方の御理解をいただき、分別意識が非常に高い自治体であります。今後、市民の混乱を招かぬよう、わかりやすい丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

次に、堆肥の市民還元についてであります。低炭素むらづくりモデル事業は、資源循環による低炭素社会の実現と農地の地力向上などによる農業の活性化が目的でありますので、製造された堆肥は耕種農家への供給を基本と考えておりますが、この資源循環の取り組みを広く市民の方に御理解いただくため、一部イベントなどでの配布についても検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 小池議員。

11番（小池浩美君）（登壇） 5番目の質問は、学校における放射能に関する副読本の取り扱いについてです。

4月からすべての公立小・中・高校で、文部科学省が発行した放射線についての副読本が使用されます。3月の道議会において、共産党の真下紀子道議がこの副読本の内容に不適切な部分があることを指摘し、大阪吹田市や摂津市などでは学校に保管し子供へは配布しないとか、活用は各学校の判断に任せるなどの動きがあるとして、道教委の見解を聞いています。それに対し、北海道教育委員会の学校教育課長は、この副読本の取り扱いについて、学校に保管するか子供一人一人に配布するかは市町村教育委員会及び学校が協議しながら判断するべきものと答弁しています。

お聞きしますが、本市においては、これら副読本をどのように取り扱われたのでしょうか。配布方法については学校と協議されたのでしょうか。教育委員会は副読本の内容をきちんと吟味されたのでしょうか。

鷹栖町では、一度子供たちに配布されたけれども回収され、学校保管とされたと聞きます。改めて読んでいただきたいと思います。今回の福島での原発事故については、何ひとつ触れられてはいません。放射線はどこにでも存在するものであり、放射線は医療や工業、先端科学技術でいかに有効活用されているか、そんなことばかりが強調され、その危険性についてはほとんど書かれてはいません。まさに安全神話を文章化したようなものであり、広島原爆もチェルノブイリの原発も福島原発すら触れられてはいないのです。

教育委員会や先生たちに求めます。上意下達のように取り扱うことなく、内容を十分吟味していただき、再度取り扱い方法を考えることを求めますが、お考えをお聞きいたします。

これで、私の5番目の質問を終わります。（降壇）

議長（神田壽昭君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 小・中学校及び高等学校における放射線に関する副読本の取り扱いについてお答えいたします。

昨年の大震災後、平成22年に配布された小学生向け副読本「わくわく原子カランド」、中学生向け副読本「チャレンジ！原子カワールド」の内容が、特に原子力発電に関し、幾重にも安全対策がとられ、想定外の地震や津波があっても安全性が保たれるなどの現実とかけ離れた記載がされているとの理由によって、文部科学省は、これら副読本の回収とホームページからの削除を行い、新たに放射線に関する副読本を作成し、全国の小・中学校に配布することとなっております。その後、昨年11月に文部科学省から北海道教育委員会を経て、全小・中学校及び高等学校に対し新しい副読本の配布数の調査があり、教育委員会が各校の配布数を取りまとめて報告し、本年3月に文部科学省から直接全小・中学校及び高等学校に配布されたところであります。

私は、平成23年第2回定例議会での国忠議員に御答弁申し上げたように、放射線の害や性質、体を与える影響などをしっかりと子供たちに教えていくことが重要なことであり、このたびの事故を教訓として、原子力に関する客観的で正確な理解に基づき、エネルギー問題や地球環境問題に適切に対処していくことができる、しっかりとした基礎知識が身につけられるような教

育が必要であるとの判断から、本年3月に教材用の放射線測定器を購入し、全小・中学校に配置したところであります。

また、その後の第4回定例議会において、谷口議員からの原子力の学習をどのような内容で行っているのかとの御質問に御答弁申し上げたように、東日本大震災後、校長会において本市の教育行政執行方針に掲げる非核・平和教育の推進に当たって、特に、放射線や原子力についての基本的理解とあわせて歴史的事実をしっかり踏まえた非核・平和教育を推進することの重要性について確認し、さまざまな教科を通して放射線の性質や害、身体や環境に対する影響など、子供たちに原子力の基本的な内容を指導していただくよう指示をいたしたところでございますし、学校においては、特別授業を組むなど東日本大震災や原発事故について子供たちに考えさせようとする取り組みなども行っているところでございます。

そこで、副読本の内容について吟味をし、学校との協議をしたのかとの御質問でございますが、副読本配布数の調査を受け、教育委員会といたしましては、校長会と副読本の取り扱いについて協議をいたしたところでございます。

当初、文部科学省は、副読本に関しては、全小・中学校及び高等学校の各段階に応じて放射線や放射能、放射性物質について学び、みずから考え判断する力をはぐくむことは大切であるとの観点から作成するをいたしていたところであり、教育委員会といたしましてもしっかりと見直された副読本を活用した授業展開が可能になると考えていたところでしたが、副読本の配布調査時点では、その内容が明らかとはなっていなかったものでございます。新たに配布された副読本は、以前のものと比べますと明らかに安全性を強調するような表現は少なくなったものの、表面的な扱いが多く、放射線の性質や暮らしや医療、農業や工業、自然科学などで使われている客観的な記載が中心となり、人体に与える影響や特に原子力発電に関する深刻な危険性などについての踏み込んだ記載が少ない内容となっております。

しかし、さきに申し上げましたように、昨年より学校では非核・平和教育をしっかりと推進していくさまざまな取り組みをいたしておりますので、副読本の取り扱いについての対応は各学校の判断にゆだねる考えであります。各学校において副読本を使用するをいたしましても、客観的な基礎資料としての使用にとどめたものとなり、先日の校長会においても、測定器の有効な活用や新聞記事や他の教材等を積極的に使いながら原子力発電の危険性をしっかりと理解させることができるような授業内容とするよう、改めて私から指示をいたしたところでございます。

以上申し上げます、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 小池議員。

11番（小池浩美君） 今の御答弁では、副読本の取り扱いについては、各学校の判断にゆだねるということでした。

そこで、お聞きするんですけれども、この放射線の授業、特別授業を組むようなことをしてやるというようなことも御答弁にありましたけれども、まず、学校の授業で取り組むにはどん

なふうな形で取り組むのかをお聞きしたいと思います。

例えば、理科の時間にやるんだとか家庭科の時間にやるんだとか、そういうように原子力の授業に取り組むのか、あるいは今、総合授業なんていうのがありますけれども、そんなようなところでやるのかということと、どれほど時間をかけて取り組むのかということです。1年に1回やそこらではちっとも身につかないと思うんですけれども、その時間もお聞きしたいし、それから、これは担任の先生にお任せするのかあるいは中学校なら教科の先生にお任せするのかということなんですが、任された先生も非常に困ってしまう、非常に難しい授業ではないかなと想像するんです。

ですから、教育長が期待するようないろいろな深い課題がいっぱいありましたけれども、それをきちっと授業で先生たちが子供たちに教えられるのかどうかということで、やっぱり結局はその副読本をさらさらとなぞるだけで、「はい、やりました。」なんていうふうに終わると私は困るなと思うんですけれども、そのように授業の取り扱いについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（神田壽昭君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君） 学校での授業での取り扱いについてお答えをいたしますが、小学校では、多くは社会科と一部理科ということになるかと思います。中学校でも、やはり理科と社会でそれぞれ扱うという予定でございます。一部学校においては、総合的な学習の時間だとか特別活動あるいは学級活動の時間の中で特別授業という形で、ある学校では、校長先生みずからがさまざまな資料パネルですとかそういうものを使って生徒たちにしっかりと授業を行い、それを、昨年度の例なんです、しっかりと校内にもそれを掲示していたという例もございます。

全体的に、現在想定されている時間数としては、それぞれ原子力だとか発電だとかにかかわっての総時数が、全体的にふんだんととれるという状況ではなくて、扱われる時数は2時間ないしは1時間程度だというふうに考えております。更に、それをしっかりと担任の先生が教えるのにはなかなかいろいろな問題もあって大変ではないか、あるいは、中学校であれば社会の教諭あるいは理科の教諭が教えるということになるのかなと思います。

特に、社会で取り扱う場合と理科で取り扱う場合とは視点が若干違ってくるというふうに思っております。理科の場合ですと、あくまでも科学的な部分での原子力発電ということで、そのメカニズムだとかそういったことが中心になるのかなと思いますが、社会での取り扱いについて、各学校長を通じて取り組みを期待しているのは、再三申し上げているように、基本的には日本は唯一の被爆国ですので、基本的に広島、長崎への原爆投下ですとかあるいはビキニ環礁での核実験による漁船や何かの漁業被害、そしてスリーマイル島の事故、そしてチェルノブイリの事故、そして今回の福島原発事故という歴史的事実をしっかりと踏まえた上で、新エネルギーとして、自然エネルギーも含め、どういったことを今後考えていかなければならないのかということをお子供たちに、小学生の場合にも中学生の場合にもしっかりと伝えていただき

たいというふうに考えております。

津波等による被害、今回の東日本大震災の被害等につきましては、現地にボランティアで実際に行かれた方々が各学校に赴いて、ボランティアで子供たちに東北地方の状況をしっかりと伝えていただいているということはあるんですが、原発の事故の部分につきましては、ただ単にボランティアで参加して見てきただけではしっかりと子供たちに伝えられないということもありまして、さまざまな専門の方々がボランティアでそういった原子力発電のことについて授業をしていただけるような機会があれば、学校の日程の調整さえつければ、そういうものの導入も視野に入れながら考えていきたいというふうには思いますが、やはり基本的には、これを機会に、小学校の先生方にも中学校の先生方にももう一度自己学習を徹底していただいて、教員のほうから子供たちに、しっかりとこの問題の正確な理解について伝えていただきたいというふうに考えているところでございます。

議長（神田壽昭君） 小池議員。

11番（小池浩美君）（登壇） 最後は、文化センター大ホール及び小ホールの使用にかかわったの質問です。

初めに、市民文化センターのような公的文化施設の設置意義についてどのようにお考えか伺います。また、土別市民文化センターの場合、その役割をどのように認識されているのかお聞きいたします。市民文化センターは、芸術作品の上演や創造活動などを主たる目的としているのか、あるいは会議や集会などへの単なる貸し館的機能を目的としているのかを含めて、その役割について伺います。

専門の技術を持った職員が不足しているため、照明や音響などを必要とする舞台公演の際、大ホールと小ホールの舞台操作を同時進行で行うことが難しく、同日同時には利用できないことがあると聞きます。職員を増やし、技術を取得させ、後継者を育て、市民ニーズにこたえる対策を求めますが、いかがお考えかお聞きいたします。

以上、これで私の最後の質問といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 石川生涯学習部長。

生涯学習部長（石川 誠君）（登壇） お答えいたします。

まず、市民文化センターの設置意義及びその役割と目的についてでございますが、文化センターは、市民の芸術・文化の振興と市民の教養の向上を図ることを目的に設置した施設で、昭和38年に建設された国民年金土別市民会館の大ホール部分を平成7年に大改修を行い、客席、舞台つり物、音響設備、照明設備等を一新し、あわせて楽屋を新築いたし、更に、翌平成8年11月に大ホール東側に増築した小ホールを初め、音楽室、工芸室、料理室等の目的別専用室や多様なイベントや会議に対応できる各種大小の会議室、更にお茶会等にも対応できる和室を備えた4階建ての施設としてオープンいたしましたところでございます。

現在、生涯学習情報センターいぶきや朝日サンライズホールなどとともに、本市の芸術・文化活動や学習活動の拠点として、市民を初め多くの方々に御利用いただいているところでござ

います。特に、市民文化センターのホールにつきましては、725席の大ホールと265席の小ホールの双方とも固定席を有し、こうした施設は他の近隣市町村に設置されておらず、これら施設を利用した大規模な公演や集会等が可能なことから、道北地域における芸術・文化活動の振興においても大きな役割を担っているところでございます。

また、市民文化センターは、公民館事業の拠点として、市民の芸術・文化活動を支える役割を担っている施設でもありますことから、各種団体の会議や集会のほか、文化振興補助金を活用した公演を初めとする芸能・音楽などの上演や各種市民サークルの創作・学習活動、更には公民館が支援する学習事業など、市民の方々に幅広く御活用いただいております。利用いただく際に、登録団体として教育委員会が認定した団体に対しましては基本料金を免除するなど、市民の芸術・文化活動が一層活発に展開いただけるよう各種の支援を講じているところでございます。

次に、担当技術職員体制と大小ホールの利用についてのお尋ねがございました。

現在、市民文化センターのホール事業には、2名の職員が担当し、利用者との事前打ち合わせやホールの仕込み作業、本番当日の音響・照明操作や舞台転換など一連の業務に当たっているところでございます。とりわけ大小のホールは、例年10月から12月にかけての利用は特に多くなり、両ホールの同日使用も増加するため、公民館の他の職員も業務補助としてその対応に当たっているところであります。しかし、大規模な集会開催など、ほぼ全館を使用する場合や大ホールまたは小ホール的一方で静粛性が強く求められる場合は、可能な限り大小ホールの同時使用を避けていただくための日程等の調整をさせていただく場合もございました。

今後におきましても、利用者の方々のニーズに的確に対応できるよう、日常の効率的な業務の展開とあわせ、必要に応じた専門的な技術の習得と継承を視野に、文化センターが担う機能を最大限に発揮できるよう、人材の確保と施設運営に努めてまいりたいと存じております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 小池議員。

11番（小池浩美君） 以上で私の質問は全部終わります。

議長（神田壽昭君） 16番 遠山昭二議員。

16番（遠山昭二君）（登壇） 2012年第2回定例会における一般質問をいたします。

先に、生活保護家庭の実態把握についてお伺いいたします。

最近、厚生労働省の発表で、全国で生活保護を受けている人が3月時点で210万人、道内でも17万人、全国・道内とも過去最多の更新が続いていると言われております。

憲法第25条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と定めております。これは、国民の生存権を保障し、その実現のための国の義務を定めているものであります。

生活保護法は、この憲法の規定に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の

程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としており、その困窮の内容について、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業及び葬祭の8種類に扶助が行われております。生活保護制度は、生きるための最後のセーフティーネットであり、この制度は、働いて得た収入が国で定める最低の生活費より少ないときに受給できると伺っております。また、保護費の使い方は、保護を受けている人に任せられていると伺っております。

ところが、働いているのに生活保護を受けている、保護を受けながら遊技場に通っているなど、あたかも不正受給をしているような風潮が伝えられております。市民の中には、このようなうわさが流れることで不正受給が横行している、行政は生活保護受給者の生活実態を把握していないなど、生活保護行政に対する不信感を招く方々もおられるのではないのでしょうか。

人気お笑いタレントの母親が生活保護を受給していることを女性週刊誌が報じたことを契機に、生活保護に対する異常なバッシングが続いております。保護の決定について、親族による扶養義務がきちんと調査されていないのではないかと、保護の制度が正しく理解されず、制度に問題があるかのごとき報道がなされているように見受けられます。生活保護決定に係るさまざまな調査は、プライバシーの問題でもあり容易ではないと思われませんが、本市において生活保護の決定を行うに当たり、どのような調査が行われているのか、また調査は正しく行われているのかお聞かせください。

第2点目は、児童の通学についてお伺いいたします。

登下校中の児童ら歩行者が犠牲となる交通事故が全国で続発しております。今や交通事故死の中で一番多いのが歩行者です。歩行者の命を守るため何が必要なのか、日本の交通事故発生件数は、1970年に45万件弱と急激に増加し、以後2004年の95万件をピークに、2010年に72万件と減少したものの依然高い推移のままです。交通事故死者数の状態の内容は、日本の場合、歩行中の死者の割合が34.9%、年齢別で最も高いのは、2011年の65歳以上の高齢者が66.5%に上がり、歩行中の死者数が全体の7割を占めております。

以前、千葉県館山市の県道で、通学のための路線バスを待っていた児童4人の列に車が突っ込み、小学校1年の男子が亡くなっております。館山市の事故と同じく、愛知県岡崎市の県道でも横断歩道を渡っていた小学生の列に車が突っ込み、2人が重傷を負いました。また、京都府亀岡市では、登校中の児童ら10人が死傷、以上のように歩行中の児童が事故に遭っております。

私が見た当市の南中学校の通学路約350メートルのところに、速度制限の標識、駐車禁止の標識、以前に京都府亀岡市の児童が事故に遭った道路の速度制限40キロの標識が、住民の強い要望で30キロに変更になったと聞いております。この通学路、ぜひ速度制限が必要ではないでしょうか。また、当市の通学路の安全体制はいかがでしょうか、お伺いいたします。

最近の新聞で、道教育委員会から、児童の通学路の安全はいかがか当市に案内が来ていると思いますけれども、その状態はいかがだったかお伺いして、私の一般質問を終わります。

(降壇)

議長(神田壽昭君) 牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) 遠山議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、私から、生活保護家庭の実態把握について答弁申し上げ、児童の通学路の御質問のうち、速度規制の看板については市民部長から、危険な通学路については教育委員会からそれぞれ答弁申し上げます。

生活保護法は、国の責務として国民の最低限度の生活を無差別平等に健康で文化的な生活水準をもって保障するものであり、生活に困窮する者は、利用し得る資産、能力、その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用し、かつ民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める給付を優先して活用してもなお生活に困窮する場合に、保護が行われるとされております。

保護の開始は、生活に困窮する人、その扶養義務者またはその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとされており、要保護者が窮迫している場合を除き、申請行為を前提として、生活に困窮している方の最低限度の生活を保障するものであります。本市においても、要保護者本人やその扶養義務者が生活保護の相談に訪れた際、保護を受けるに当たっての要件等を説明した上で申請を受理しておりますが、入院中などで相談に来られない方に対しましては、病院等に担当者が出向き、生活相談、保護の申請等、要保護者の状況に応じた対応を行っているところでございます。

そこで、本市における生活保護決定に係る調査についてであります。保護の申請を受理した後、金融機関や保険会社等に預貯金、生命保険の加入の有無や土地建物等の資産の保有状況とともに、扶養義務者の扶養能力などについて、関係機関への調査を行っております。これらの調査は、法の規定に基づきかつ要保護者の了解を得て実施しており、適正な調査、決定を心がけているところであります。

昨今、報道で取り上げられている事例は、扶養能力がある子供がいるにもかかわらず親が保護を受けていたということですが、報道で取り上げられているような扶養義務者の中に高額所得者がいるという事例は極めてまれであり、本市においてはこのような事例はございません。また、本市における扶養義務者の扶養能力や扶養の履行状況の調査は、保護開始後も年1回程度、扶養届出書に扶養義務者の方の世帯構成等世帯の状況を記入し提出していただき、その扶養能力について判断しており、管内に扶養義務者がいる場合は、直接扶養義務者宅を訪問し、その生活状況を確認する等、扶養義務者の実地調査も行っているところでございます。このように、保護の決定に当たりましては、親族等の扶養能力調査を行っておりますが、機械的に行うのではなく、ドメスティック・バイオレンスの場合などは、母子の保護のために配偶者への扶養照会を省略するなど、保護を必要とされている方の家庭環境に配慮した調査として行っているところでございます。

遠山議員お話しのように、生活保護制度は、生きるための最後のセーフティーネットであり、

憲法によって保障されている生存権を実現するための制度であります。単に生活に困窮している方々に対して最低限度の生活を保障するというだけでなく、個々の暮らしを支えられるよう支援することを目的とした制度でありますことから、保護を必要とする方々が日常生活において自立した生活ができるよう必要な支援を行うとともに、制度の運用におきましては市民の目線に立ち、懇切丁寧な相談体制を整え、適正実施に努めてまいりたいと存じます。

以上で申し上げます、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 三好部長。

市民部長（三好信之君）（登壇） 私から、土別南中学校通学路の安全確保についてお答えいたします。

本年は、全国で登校中の児童ら歩行者が犠牲となる大きな交通事故が続いたことから、南中学校前の通学路に速度制限の標識、駐車禁止の標識が必要でないかとのお尋ねがございました。

本市においては、通学路や道路交通の安全確保に努めるとともに、土別警察署と協議し、必要に応じ規制あるいは注意喚起の対策を講じており、お尋ねの南中学校通学路にも市のほうで「学校あり」の警戒標識を設置しているところであります。

そこで、速度制限標識の設置についてであります。平成20年第2回定例会で同様の趣旨の御質問があり、土別警察署と協議をしたところ、本通学路につきましては、両端がT字路になっている上、350メートルと比較的短い区間であり、現実的に車両がスピードを出せる状況がないことから速度制限の標識の設置の必要がないとの回答を得たところであります。今般、再度土別警察署と協議をしたところ、当時から状況の変化がないことから、同じく設置の必要はないと判断している旨の回答があったものであります。

また、駐車禁止の標識の設置につきましても、土別警察署より、現在、本通学路においては、特に車両の駐車に関するトラブルはなく円滑な通行状況であることから、標識を設置する状況にはないとの回答を得ているところでございます。今般、今後も学校と情報交換するなど常に市のほうでも状況を確認し、変化があれば、再度警察と協議をしてみたいと存じます。

本市では、これまでも保育園、幼稚園、小・中学校、更には自治会、事業所において交通安全の啓発を図るとともに、注意喚起のために市民の皆さんによる人の波・旗の波や交通安全指導員による指導の実施、更には土別警察署やパトカーによる警ら等を要請するなど、交通安全の推進に努めてきたところであります。東大通りが国道40号線まで開通したことにより南中学校前における交通量は緩和してはおりますが、次代を担う子供たちの交通安全確保は最も大切なことで、今後におきましても各学校での児童・生徒への注意喚起及び交通安全関係団体などと連携をとり、年代別や地域別などの体系的な交通安全施策を展開していくとともに、南中学校のみならず、市内各所の通園・通学状況を確認しながら、学校、地域、関係機関との一層の連携協力を図り、子供たちの安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げます、御答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 児童・生徒の通学路の安全体制についてお答えいたします。

登校中の児童等が犠牲となる痛ましい交通事故が相次いで発生したことから、先般、北海道教育委員会による道内全小・中学校の通学路の安全点検等に関する調査が行われたところであり、市教育委員会としてもこの調査に合わせて、児童・生徒の登下校時の通学路の再点検を指示してきたところでございます。

各学校から集約された回答の主なものとしては、「北3丁目、国道に面した日の丸工芸からグリーンベルトに面したしずお建設までの間が冬期間片側の歩道が通行できなくなる。」また、「西4条12丁目の市街地から不動公園に向かう踏切の道幅が狭く歩道がない。」、「下土別小学校付近の国道がスクールゾーンとなっているが、車両のスピード超過が多く心配である。」また「温根別市街を抜けた国道239号線、南線と中線に向かう分岐点は、横断歩道があるもののスピード超過の車両の増える時間がある。」更に「朝日中学校付近の道道の幅員が狭く、自転車の車道走行に難がある。降雪期には歩道の確保が難しいため、通学路の一部を迂回することとした。」などが確認されたところでございます。

また、通学路の安全確保については、土別市PTA連合会からも通学路の除雪体制の充実や信号機の設置、踏切の歩道設置などの要望を受けているところでございますので、これら確認された箇所については、関係機関と連携し対応してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 遠山議員。

16番（遠山昭二君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（神田壽昭君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、あすは午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後3時14分散会）